

官報

昭和五十七年七月三十日

第九十六回 参議院會議録第二十四号

昭和五十七年七月三十日(金曜日)
午前十時二分開議

○議事日程 第二十四号

昭和五十七年七月三十日
午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(昭和五十七年七月豪雨災害について)
第二 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
第三 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、議長不信任決議案(市川正一君外三名発議)(委員会審査省略要求事件)
一、請願の件
一、故元議員太田正孝君に対し弔詞贈呈の件
一、故国立国会図書館長植木正張君に対し弔詞贈呈の件
一、檢察官適格審査会委員、同予備委員及び鉄道建設審議会委員の選挙
以下 議事日程のとおり

○副議長(秋山長造君) これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。

昭和五十七年七月三十日 参議院會議録第二十四号 議事日程追加の件 議長不信任決議案

市川正一君外三名発議に係る議長不信任決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(秋山長造君) 御異議ないと認めます。よって、本案を議題といたします。
まず、発議者の趣旨説明を求めます。市川正一君。

議長不信任決議案
右の議案を決議する。

昭和五十七年七月二十八日

発議者

市川 正一
中山 千夏
賛成者
上田耕一郎
神谷信之助
香取タケ子
佐藤 昭夫
立木 洋
美濃部亮吉
安武 洋子
山中 郁子

参議院議長 徳永 正利殿

議長不信任決議
本院は、議長徳永正利君を信任しない。
右決議する。

理 由

一、本院議長徳永正利君は、さる七月九日の本院公職選挙法改正に関する特別委員会における公選法一部「改正」案の「採決」が、国会法・参議院規則等に照らしても違法・無効なものであったにもかかわらず、ただちにこれを容認し、野党各派の事実上の法的根拠にもとづく正当な主張を無視して、七月十六日の本会議の開会と公選法「改正」案の「可決」、本院「通過」を強行した。さらに、七月二十八日の本院議院運営委員会理事懇談会において、自民党は、公選法特別委員会における違法の強行「採決」について、当日の運営が必ずしも円滑かつ正常におこなわれたとはいえないことを認め、前島英三郎委員の出席を確認しないまま質疑者として指名したことは遺憾であること、定数問題では委員長の秩序保持が万全でなかったこと、宮之原委員の問題については、委員長の認定に問題があつたので先例とはしないなどの見解を表明した。この事実

に照らしても、当該委員長の審査報告書を有効とした議長の措置の不当性はいつそうあきらかになつたといわなければならない。
一、議長は、七月十五日、委員会強行「採決」後の不正常な事態を「收拾」するとして、本院各会派代表者会議の席上で「議長所信」なるものを示した。しかしこの「所信」は、違法・無効な委員会「採決」を不当にも有効・妥当なものとする前提に立ち、参議院議長職権のおよぶ範囲をはるかに越えて、本院の審議をつうじて連憲・党利党略的内容のまつたくあきらかとなつた同「改正」案の「無修正成立」を衆議院にも押しつけようとし、しかも「昭和六十一年の参議院通常選挙終了後」に「必要により本制度に検討を加えるものとする」などとして、すでに「成立」前に「手直し」の必要な、いわば「欠陥法案」であることを認めながらこれを不問に付して国民に押しつけようとするなど、驚くべき不見識な内容のものである。

一、議長のこれらの行為は、議院運営の直接かつ最高の責任者たる議長の職権をはなはだしく逸脱したものにはかならず、「参議院改革」をとな

え、「公正な運営」をしよばしに口にしてきた議長自身の言にもそむくものであり、到底徳永君は、公正・公平を旨とすべき議長の職にとどまるを得ない。
これが本決議案を提出する理由である。

「市川正一君登壇、拍手」

○市川正一君 私、四名の発議者を代表して、ただいま議題となりました議長不信任決議案の提案理由を説明いたしますのであります。
まず、案文を朗読いたします。

本院は、議長徳永正利君を信任しない。
右決議する。

提案理由のその第一は、徳永議長が、去る七月九日、本院公選法特別委員会における違法、無効な強行採決を、事もあるうに、その直後、何ら公正な事情聴取を行うこともないまま、直ちに有効・妥当なものとして断定し、これを容認したこととあり、多くの人が目撃した動かしがたい事実と数々の証拠によつてもすでに明らかとなつております。

すなわち、上田委員長は、当日の委員会運営の協議を整然と進めていた理事会から突如一方的に抜け出し、委員会開会に必要な定足数を欠いていることが明白であるにもかかわらず、あえて開会を強行したのであります。しかも、当日最初の質疑者に予定されていた前島英三郎委員が、委員会に入らず、席にも着けない状況にあることを承知しながら、前島委員を指名するという前例のない暴挙を行い、その質疑の機会を奪つたのであります。前島委員は、この不当な審議権剝脱に抗議し、議長に上申書を提出されました。しかるに議長は、宮之原委員の上申書に対しては懇切に回答しながら、前島委員の上申書は一顧だにせず、ついこれを握りつぶしたのであります。この一事だけでも、議長が公正にその職責を果たしていない責任は断じて糾弾されなければならないのであります。
さらに、採決に当たつて上田委員長は「起立多数」を宣告したのでありますが、これまた事実誤

昭和五十七年七月三十日 参議院會議録第二十四号 議長不信任決議案

六八八

認めはなはだしと言わなければなりません。なげな、当日、社会党の提出法案の発議者として発議者席に着いてただけであって、採決に加わっていないとして上申書を提出した宮之原委員を、採決に加わったものとして「起立多数」を宣告したのであります。これは明白に無効なものであります。

私が指摘したこれら一連の事実が何びとも否定できない真実であることは、自民党自身が一日の議院運営委員会理事懇談会で示した「見解」によっても認めざるを得なかったところであり、すなわち、その「見解」で自民党は、定数問題、前島、宮之原両委員の問題などを含めて、「当日の運営が必ずしも円満かつ正常に行われたとは言えない」と述べ、遺憾であったとして、みずから非をみずから認めているのであります。

このような事実と経過に立つとき、議長にも一片の良識と良心があるならば、この採決を無効として委員会に差し戻して、審議し直すのが当然であります。にもかかわらず、議長は、それをしないばかりか、問題点を究明し、決着を見るまで努力をするという議院運営の最高責任者たる議長の当然の責務すら果たさず、本会議の開会を強行したのであります。

提案理由の第二は、七月十五日の本院各会派代表者会談の席上で示したいわゆる「議長所信」なるものについてであります。

「所信」は、昭和六十一年の参議院通常選挙終了後に本制度に検討を加えるなどとしたしており、す。しかしこれは第一に、同改正案の無修正成立を前提に、法律の内容にまで踏み込んだ点において、第二には、それを衆議院にも押しつけるという点において、ともに本院議長の職権の及ぶ範囲をはるかに超えたものであります。さらに第三には、二回選挙を行った後検討を加えるとして、議長みずから同改正案が重大な欠陥を持った欠陥法案であることを認めるという、まさに前代未聞の「所信」であります。

四年後の検討を現在の参議院議長が云々することの不当性は言うに及ばず、議会制民主主義の根幹をなす選挙制度に重大な欠陥を有し、かつ憲法

にかかわる問題点を放置したまま、これを主権者である国民に押しつけるなどとは、まさに言語道断のきわみであり、このような、議長の職権をはるかに越え、議会制民主主義の基本見地を逸脱してはばからない徳永君が、とうてい議長の職にとどまり得ないことははや全く明らかであります。本来、徳永君が真に名を惜しむ政治家ならば、みずからその職を辞すべきでありましたが、恬としていまだお居座り続けている以上、私は徳永議長に、選挙を改めて弾劾するとともに、参議院の権威と名譽を守るためにも、本議案に対する同僚議員諸君の御賛同を心から期待し、提案理由の説明を終わります。(拍手)

○副議長(秋山長造君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。楠正俊君。

〔楠正俊君登壇、拍手〕

○楠正俊君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、たゞいま議題となりました共産党及び一部小会派の提出に係る参議院議長徳永正利君不信任決議案に対し、断固反対の意見を表明するものであります。

反対の第一の理由は、本決議案が余りにもタイミング外れであり、何の目的を持ち、意図がどこにあるのか、かゝる不可解であるということであり、

本院公職選挙法特別委員会において公職選挙法改正案の採決が行われたのは去る九日、これを受けての本案議上程は十六日のこととございまして、提案者側が違法、無効をあくまで譲らないとすれば、その主張は事柄のあつた直後に行動をとるべきが筋であります。

しかるに、公職選挙法改正案が衆議院へ送付され、二十七日の衆議院本会議において公明党を除く各党の代表質問が終了し、翌二十八日の衆議院公選特別委員会においては全党出席のもとに提案理由説明を終え、実質審議が始まった直後に本決議案を出すということをわれわれは何と理解すべきか、余りにも不適切な行動だと言わざるを得ません。違法、無効、反対を唱えるならば、なぜに十六日の本会議に参加出席して、堂々とその主張

を訴えなかったのでしょうか。

当日、自民党、日本社会党、民社党・国民連合及び新政クラブの一部議員の出席のもと、合法的に開会した本会議に共産党の諸君は出席せず、また、小会派の諸君は第三号委員室で改正法案反対の決起集会を開き、本会議をボイコットしたのであります。かかる行動は立法府としての議員の職責をみずから放棄するものでありまして、まさに議会制民主政治の否定であります。

すでに衆議院へ舞台が移り、実質審議の最中に、だれが考えても何ら意義、効果があると思えない本決議案の提出は、本会議ボイコットという振り上げた旗をおろすための道具立てに使ったのだと言われても仕方ありません。

次に、提案者は七月九日の公選法改正案の採決が違法、無効と主張されておりますが、われわれは、国会法、参議院規則、先例等に照らし、全く合法、適法の措置であると考えております。当日の委員会での委員長のとった措置は適法かつ妥当であると考へており、この採決を違法かつ無効とすることは全く根拠がないと考へるのであります。

また、七月二十八日の議院運営委員会理事懇談会においてわが党理事より、前島君に対する指名問題、委員長の議場整理及び宮之原君の発議者席での着座の扱いの三点にわたる見解表明がありましたが、このことは、今後の本院各委員会運営について配慮されるべきこととして考へるべきこととあります。それを、これらのことを理由に七月九日の委員会採決を違法かつ無効とすべきことは全く別問題なのであります。

徳永議長が、委員会において合法的に採決された法案を本会議に上程手続をとることは、議長の職責上当然なる措置でありまして、不信任に当たる事由は一切ありません。

申すまでもなく、議長は本院運営の総括責任者であるだけに、その言動の重きことは当然であります。それがゆえに、徳永議長は、これを補佐する松垣議院運営委員長に対し、事態の円満收拾に細心の配慮をいたすよう指示されております。これを受けた議院運営委員長は、七月十二日から十

五日まで、連日深夜まで議院運営委員会理事懇談会を開き、延べ十五時間にわたって事態收拾に努められておるのであります。これをもちしても明らかになように、議長がいかに心を痛めておられたか、むしろその努力に対し評価いたすべきであります。

徳永議長は、昭和五十五年七月十七日の参議院本会議において、帝国議会以来初めてという各会派出席議員全員の信任を得て議長に就任されたのであります。議長は、就任と同時に、懸案でありました参議院改革に情熱を傾け、委員会制度の革命とも言ふべき、予算案に対する全議員参加による審議とも言われる常任委員会及び関係特別委員会における予算案の委嘱審査制度を確立されました。

今後、中長期的な参議院のあり方についての議長の取り組みに対し、国民、各界各層挙げて、その卓越する指導力の発揮と、公正無私にして真に国民の負託にこたえる良識の府としての参議院の原動力となれることを期待されておりますことは、御承知のとおりであります。議院の正常かつ円満なる運営について最も意を注いでおられるのは議長であり、われわれはすべての責任を議長に帰するのではなく、われわれ自身の努力の不足を反省し、一体となって議長を盛り立てるべきであります。議長は、国民の参議院に対する信頼にこたえることにはならないのであります。

以上、私は、議長徳永正利君に対する不信任決議案に対し断固反対の態度を明らかにし、討論を終わります。(拍手)

○副議長(秋山長造君) 山田勇君。

〔山田勇君登壇、拍手〕

○山田勇君 私は、たゞいま議題となりました議長不信任案に対しまして、賛成者を代表し、賛成の立場から討論を行うものであります。

私たちは、今回の公職選挙法改正に關しては、これが参議院の存在意義を根本から変えてしまうものであるとして、慎重な審議を要望してまいりました。鈴木総理も、「選挙制度の改革は各党各会派が慎重に審議すべきである」との見解を事あ

ることに表明してこられました。また、参考人の意見聴取、公聴会におきましても、自民党案に賛成の立場をとられた参考人、公述人でも、この法案が慎重に審議されることを強く要望されていたのであります。

しかしながら、委員会における審議過程の中で、有権者の選挙自由の制限、立候補の自由の制限など、憲法違反の疑いが続々と指摘されています。七月の九日、突如として自民党一党のみによって強行採決されたのであります。しかも、その強行採決によって、当日予定されていた前島議員初め三名の議員の質問が封じられたのであります。この審議権の剝奪は、慎重な審議を望む国民の期待を真向から裏切ったものであり、議会制民主主義を根底から覆す暴挙と言わざるを得ないのであります。

しかるに、その直後、議長は「採決は合法的に行われた」との見解を表明されたのであります。この七月二十八日の本院の議院運営委員会理事懇談会で、強行採決を行った自民党でさえ、正常かつ円満な運営でなかったことを認めざるを得ないとし、また、委員会にいたった前島議員を委員長が指名したことは遺憾でなかったと言明せざるを得なかった。この事実からも、不正な状態であったことが証明されているのであります。公正円満な議院運営を旨とすべき議長は、採決が合法的であったかどうかを判断するためには慎重な調査を行わなければならないのであります。

にもかかわらず、調査を省略して「採決は合法的であった」と判断した議長は、一党一派に偏った不正な運営を行ったと言つても過言ではありませぬ。もしその意図がなかったとしたとしても、議長の言動は軽率のそしりを免れません。国民の期待する良識の府、参議院の議長像とは遠くかけ離れたものと言わざるを得ません。これが議長不信任案に賛成する第一の理由であります。議長不信任案賛成の第二の理由は、強行採決の後、事態收拾の際に示された「議長所信」の不見識さにあります。

「議長所信」なるものは次のとおりであります。すなわち、「参議院全国区選挙制度の改革問題」は、国民の間にも大きな関心と呼びかけられます。参議院は国民のこの関心にどう応えるべきか、議長としては、本法律案の委員会審査の経過をも踏まえて熟慮いたしました。その結果得た内容を申し上げます。この法律の施行の後昭和六十一年の参議院通常選挙終了後に新法施行状況等を勘案し、必要により本制度に検討を加えるものとす。右の主旨を了とされ、本法律案を処理する本会議は、円満かつ正常な運営ができますよう、何卒宜しくお願いいたします。」と、以上のとおりであり、前段で申されております「国民の関心にどう応えるべきか」ということを真剣に考えるならば、当然、慎重な調査をして、委員会採決が合法的でなかったと判定し、さらに委員会での審議を尽くすよう望まれるべきではなかったのでしょうか。それでこそ国民の関心にこたえることになるのであります。

しかるに、委員会採決を合法的なものとして認め、その上に「この法律の施行後に新法施行状況等を勘案し、必要により本制度に検討を加えるものとする」という内容の所信を議長は公にされたのであります。これは提案理由説明でも指摘されたように、法案の内容にまで踏み込んだものであり、また衆議院の審議にまで不当に介入するものであり、議長の職権をはなはだしく逸脱したものであり、議長を責めざるを得ません。しかも議長は、二回選挙を行った後検討を加えると、この法案が欠陥法案であることをみずから認めているのであります。この「議長所信」が公表されたとき、国会内のみならず一般世論も、その不可解さ、不見識さにただただ愕然としたものであります。

参議院は常々良識の府と言われております。その参議院の議長たる人物は、まさに良識、理性の代表者でなければなりません。ところが、今回の公職選挙法改正案の強行採決に際してとられた議長の態度は、以上述べましたように、良識と理性からはほど遠いものであります。議会制民主政治の正しいあり方を議長みずから放棄したと言わざるを得ません。

以上をもちまして議長不信任案に対する討論を

終わりますが、最後に、二院制における参議院のチェック・アンド・バランスの機能を一層高めるため、良識ある正常な国会運営を心から願って、討論を終わります。(拍手)

○議長(徳永正利君) ただいまの山田君の発言中、不穏当な言辭があれば、速記録を調査の上、議長において適切な措置をとります。これにて討論は終局いたしました。

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 少数と認めます。○副議長(秋山長造君) 少数と認めます。よって、本案は否決されました。(拍手)

〔副議長退席、議長着席〕 ○議長(徳永正利君) この際、お諮りいたします。大河原太一郎君、中山太郎君から、いずれも海外旅行のため十二日間、請暇の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(徳永正利君) さきに院議をもって永年在職議員として表彰されました元議員太田正孝君は、去る十日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。同君に對しましては、すでに弔詞を贈呈いたしました。ここにその弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕 参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くされ特に院議をもつて永年の功勞を表彰せられさきに予算委員長の要職につかれた國務大臣として

しての重任にあたられました元議員從三位勲一等太田正孝君の長逝に對しつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

○議長(徳永正利君) 国立国会図書館長植木正張君は、去る九日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。同君に對しましては、すでに弔詞を贈呈いたしました。ここにその弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕 参議院はさきに本院事務総長として議院の運営に貢献せられました国立国会図書館長從三位勲一等植木正張君の長逝に對しつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

○議長(徳永正利君) この際、欠員中の検査官適格審査会委員、同予備委員各二名、鉄道建設審議会委員三名の選挙を行います。

○高平公友君 各種委員の選挙につきましては、いずれもその手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○野田哲君 私は、ただいまの高平君の動議に賛成いたします。

○議長(徳永正利君) 高平君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、検査官適格審査会委員に安孫子藤吉君、矢田部理君を、安孫子藤吉君の予備委員に松尾官平君を、矢田部理君の予備委員に立木洋君を、鉄道建設審議会委員に町村金五君、藤田正明君、青木新次君を、それぞれ指名いたします。

議長不信任決議案 請暇の件 故元議員太田正孝君に對し弔詞贈呈の件 故国立国会図書館長植木正張君に對し弔詞贈呈の件 検査官適格審査会委員 同予備委員及び鉄道建設審議会委員の選挙

昭和五十七年七月三十日 参議院會議録第二十四号 國務大臣の報告に關する件(昭和五十七年七月豪雨災害について)

○議長(徳永正利君) 日程第一 國務大臣の報告に關する件(昭和五十七年七月豪雨災害について)

○國務大臣(松野幸泰君) 昭和五十七年七月豪雨による被害の状況と今後の対策について御報告いたします。

【國務大臣松野幸泰君登壇、拍手】

本年の梅雨期は、平年に比べ全国的に少雨傾向にありましたが、七月十一日から前線活動が活発となり、二十三日午後から長崎地方を中心とする九州北部で大雨となり、特に長崎市では記録的な豪雨となり、甚大な被害が発生しました。

七月二十九日十七時現在の被害状況は、死者三百二十二名、行方不明三十七名、負傷者三百五十三名、建物の全半壊千六百五十八棟、床上浸水二万五千五百二十棟などとなっています。特に、長崎市においては、五百ミリを超す豪雨により、各所でけがれが発生し、多くの死者のほか、多数の行方不明者が出る痛ましい被害となりました。

被災された皆様の御心痛を拝察し、心からお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた方々の御冥福をお祈りする次第であります。

政府におきましては、この災害の応急対策を強力に推進するため、七月二十四日に災害対策関係省庁連絡会議を開催するとともに、国土庁長官を本部長、国土政務次官を副本部長とし、関係各省庁の職員から成る昭和五十七年七月豪雨非常災害対策本部を設置し、直ちに第一回の本部会議を開催し、緊急措置について協議決定いたしました。

翌二十五日には、私は政府調査団の団長として長崎市の被災地に赴き、被害の実情を調査するとともに、被災者の救出、救護等の活動に御奮闘されている自衛隊、警察、消防などの関係者を激励してまいりました。

現地調査の結果を踏まえて、七月二十六日、第二回の本部会議を開催し、政府として講ずべき措置を決定し、関係各省庁において強力に推進することとしました。

その決定された主な点は、第一に、行方不明者の捜索、救出に全力を挙げるとともに、避難され

ている方々の救済、防護、生活物資の確保、電気、ガス、水道の早期復旧、応急仮設住宅の設置など市民生活の安定のため全力を挙げることであります。

第二に、幹線道路、生活道路、国鉄などの早期復旧を行い、交通の確保を図ることとあります。

第三に、被害を受けた被災者の方々に對する税・財政金融上の適切な措置を講ずることとし、特に中小企業関係の被害が甚大であることに鑑み、政府系三中小金融機関による災害貸付制度を発動したほか、激甚災害の指定について検討することとあります。

第四に、再度、災害を防止するため、緊急砂防・急傾斜地崩壊対策事業の推進及び激甚災害を含む河川改修事業の実施の検討をすることとあります。

現在、長崎バイパス、国鉄長崎本線の復旧などにより交通の確保は進み、被災地においても復興に向けて努力がなされており、また、全国各地から救援物資の申し出が相次いでいると聞いております。しかしながら、依然行方不明者も多くに上っております。政府としましては、行方不明者の捜索に全力を挙げるとともに、今後とも一層応急対策及び復旧事業の強力な推進を図ってまいることとしたしておりますので、よろしく御協力、御配慮をお願い申し上げます。

【拍手】

○議長(徳永正利君) ただいまの報告に對し、質問の通告がございます。順次発言を許します。古賀雷四郎君。

【古賀雷四郎君登壇、拍手】

○古賀雷四郎君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表しまして、今回の九州地方を中心とした集中豪雨災害について、総理ほか関係閣僚に對し、そのとるべき緊急対策について質問を行なうのであります。

まず、質問に先立ちまして、今回、史上二番目と言われる大豪雨により、死者、行方不明の人命被害は三百六十名に達せんとし、家屋の全壊、流失、床上浸水、道路、橋梁の損壊、河川のはんらん、がけ崩れ、土石流等甚大な被害の発生を見て

いるわけであります。被災者の皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、不幸にしてとうとう人命を失われ、御遺族の方々に御慰めとお悔やみを申し上げ、衷心より御冥福をお祈り申し上げたいと存ずる次第であります。あわせて、いまだ三十七名の行方不明の方々につきましては、一日も早い捜索によりこれが救出できますことを心から祈念いたすものであります。

今回の災害にかんがみて、わが党におきましては、早速、西日本集中豪雨等災害対策本部を発足させ、事態の緊急適確な処理のため、本日、二階堂本部長を長崎に派遣いたしておりますほか、その他の被災地区の実態調査のため数班の調査団派遣も予定をいたしております。

私は、これら党派差を一旦置いて、党代表の見舞い団長として、去る二十六日、長崎市の被災者を見舞い、激励し、被害の実態を時間の許す限り調査いたし、県市等関係当局と打ち合わせをいたしましたところであります。これまで関係県市町村当局及び自衛隊、消防団等の各機関、さらに民間ボランティア等皆様方が文字どおり昼夜を問わず御尽力賜っておりますことを心から感謝申し上げる次第であります。今後とも一層事態の復旧に御協力をお願いいたします。

今回の豪雨災害の状況につきましては、ただいま国土庁長官より詳細御説明がございました。気象状況、被害現況及び政府の方針の説明もありました。以下、数点につきまして伺いをいたします。

まず、総理にお伺いしたいと思います。

私は、今回の災害は典型的な都市災害と考えるものであります。戦後、台風災害を除く集中豪雨災害の主なものだけでも十一回を数え、すでに神戸、広島、呉、諫早など多くの被害実例があるものであります。最近の都市開発の現況からいってすれば、今後も異常気象いかによつては再び大災害、大事故が懸念されるのであります。総理は、今次災害の実態をどのように受けとめられ、政府として今後総合的な対策をどのように講ぜられるのでありますか、その所見をお伺いいたします。

これまで災害救助法の適用を受けている市町村は三十三団体、これら団体は国、県による財政金融上の援助を強力に求めています。被災地区の住宅復旧、中小企業対策、農地対策など早急に対処しなければならぬ施策を迫られているだけに、これに對する地方財政措置が必要であります。政府としてはこれらにどう対処されるのか。また、被災地区に對しては激甚災害の指定及び天災融資法の発動を速やかに行う必要があると考えるものであります。特に飯盛町を中心とする長崎周辺の九方町村に對しましては、いまだ調査が済んでいないと存じますが、格段の御配慮が必要と存じます。総理及び国土庁長官より明確な御答弁をお願いいたします。

今回の災害の特色は、溪流、がけ崩れによる死亡事故、都市河川のはんらんによる被害が多く出ております。急傾斜地危険箇所は全国で六万四千カ所と言われているだけに、住民が安心して生活を送れるよう計画的な緊急対策を講ずる必要があると存じます。また、市内を流れております中島川、浦上川が一瞬にして溢水し、地形要因もあつたといえ軒下まで溢水、はんらんしたことにかんがみ、集中豪雨に對処できるよう都市河川の改修、補強対策も急を要する課題であると考えられるのであります。以上の問題につきまして、政府の見解と今後の抜本対策について伺い申し上げます。

不幸にして損壊、流失した住宅については、これらの復興のために住宅金融公庫による緊急融資は言うに及ばず、応急仮設住宅、公営住宅等の建設が必要であります。これらの対策につきましてもいかがなさるのであります。

また、急傾斜地住宅による災害が人命被害の中心となっているだけに、建築確認のあり方、あるいは建築基準法に基づく災害危険地の指定の問題等、真剣に立法を含め検討すべきと思ひますが、いかがでございますか。危険地における住宅立地の制限についても、また危険地における住宅等の対策についても、建設大臣はどう考えておられるのでありますか、お尋ねいたします。

被災者にとって、応急の生活物資の輸送はこれ

また急務であります。長崎市はその地形から陸路の入り口が少なく、国道三十四号線、国道二百六号線、長崎有料バイパスと合わせて少ないルートしかありません。幸い、政府の配慮により三十四号国道バイパスを二車線確保、さらに無料開放の措置をとっていただきましたことにつきましては感謝にたえない次第であります。主要幹線道路並びに国、県、市町村道の早期復旧に万全の措置をとるべきだと存じます。この対策を建設大臣にお伺いしたいと存じます。

特に、この際御考慮願いたいと存じますことは、国道三十四号線が不通であるため、長崎から激甚な被災地である東長崎方面に行くのに、通常は十分で行けるところが現在数時間を要している状況であります。長崎―諫早間に臨時列車を増発し、ビストン輸送を願いたいと思うのであります。いかがお考えでしょうか、御答弁を願いたいと存じます。

次に、都市施設対策についてであります。都市の市街化に伴って建築物の地下利用及び地下駐車場等の都市施設が急速に整備されております。一面、これらの施設は集中豪雨にきわめてもろい現象を今回呈したのであります。今回の経験にかんがみ、火災とあわせ地下利用対策についてどう考えておられるのか、お伺いしたいと存じます。

豪雨による被害は、ひとり人命、施設の被害だけでなく、商店街を襲い、うら盆を前にした膨大な商品を水浸しにし、これによる中小企業者の損害額は莫大な額に上り、その自立復興さえ困難視されているのであります。政府は、政府関係金融機関に対し、被災者の必要な資金について長期低利かつ十分な融資枠の拡大等緊急措置を講ずべきであると存じます。これとあわせて、既往の貸付金の返済に猶予措置をとるとともに、今回の災害によって損害を受けた納税者に対して税の減免、徴収猶予を行うなど温かい救済措置をとるべきだと考えますが、いかがでありましょうか。

また、今日国家財政厳しき折ではあります。政府としてはできる限りの財源対策を講ずべきであります。これに要する災害復旧事業費の財源対

策についてどう対処されるのか。

以上三点について、大蔵大臣臨時代理に見解をお伺いします。

いま被災者は、不安と憂慮の中から、悲しみを乗り越えてその復興に立ち上がっております。われわれは被災者が安心して生活が送れるように、生業に精励できるよう万全の救済の手を差し伸べる必要があり。総理ほか関係閣僚におかれては、このことに十分心して、確固たる対策を速やかに実施されることを強く要請して、私の緊急質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕
○国務大臣(鈴木善幸君) 古賀議員にお答えいたします。

御質問にお答えする前に、先日の長崎市を中心とする西日本一帯を襲った異常豪雨により被災された地方公共団体と住民各位に対し、衷心よりお見舞いを申し上げます。特に、今回の豪雨により亡くなった方、いまなお行方不明になっておられる方が多数に上りましたことは、まことに痛ましい限りであり、心から哀悼の意を表します。

まず、今次災害の受けとめ方などについてお尋ねがございましたが、今回の災害により甚大な被害が生じた原因は、急激にしかも短時間に記録的な豪雨に見舞われ、これに地形的条件などが重なったものと考えられます。今後は今次の貴重な教訓を生かし、所要の総合的防災対策を推進してまいる所存でございます。

次に、被災地方団体に対する財政措置についてであります。災害応急対策及び災害復旧事業を推進するための地方交付税、地方債など必要な地方財政措置を講じてまいる所存でございます。なお、激甚災害の指定、天災融資法の発動につきましては、被災額の調査を急ぎ、早急に検討してまいりたいと存じます。

残余の問題につきましては所管大臣からそれぞれ御答弁申し上げます。(拍手)

〔国務大臣松野幸泰君登壇、拍手〕
○国務大臣(松野幸泰君) 被災地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、被害の状

況に応じ、地方公共団体に対する普通交付税の繰り上げ交付、災害復旧事業等の経費については地方債の配分については特別交付税措置で対処することといたします。

激甚災害の指定につきましては、目下関係省庁において鋭意被害状況の把握に努めているところであります。最終的な被害報告がまとまり次第検討することとしておりますが、特に中小企業関係については被害が甚大でありますので、被害額が確定次第、指定手続を行うべく検討を進めております。

天災融資法につきましては、現在農作物の被害状況の把握に努め、その調査の結果を待って発動するよう検討してまいりたいと考えております。激甚災害の指定及び天災融資法の発動のために、その前提として被害額の把握が必要であり、現在関係省庁で調査を急いでいるところであります。非常災害対策本部としても、被災地についての調査をさらに進め、要件に該当するものについては所要の事務手続を早急に行うべく検討を進めております。

道路では運送に限界がありますので、開通した長崎本線の新線の能力を最大限に活用するよう努めてまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣始関伊平君登壇、拍手〕

○国務大臣(始関伊平君) お答えいたします。土砂災害危険箇所におきましては、従来から、御承知のとおり砂防関係事業によりまして積極的に対策を進めてきたところであります。今回の災害の実態にかんがみ、土石流危険渓流の周知徹底、警戒避難体制の確立等を内容とした総合的な土石流対策を早急に発足させますとともに、いわゆる急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進等についても積極的に進めてまいる所存であります。

次に、集中豪雨に対処できるよう都市河川の改修につきましては、都市化の進展に比べて都市河川の整備は遺憾ながらいまだに低い水準にありますが、今後とも、治水施設の整備を強力に推進してまいります。適正な土地利用の誘導等の総合的な治水対策をあわせて行うことによりまして、治水安全度の一層の向上に努めてまいります。

所存であります。

次に、住宅についてのお尋ねでございますが、住宅金融公庫の融資につきましては、災害復興住宅資金の貸し付けを行うよう措置いたしましたところであります。また、被災者の住宅を確保するため、被災者の状況を踏まえ、地方公共団体からの要請がございました場合には、災害公営住宅の建設についても積極的に検討してまいる所存であります。

次に、建築確認に関する危険地における住宅立地の制限についてのお尋ねでございますが、急傾斜地やがけ崩れなどのおそれのある区域については、地方公共団体が条例で災害危険区域の指定を行う等により建築の規制を行うことができることとなっておりますので、その的確な運用を図るよう指導してまいりたいと考えております。

次に、主要幹線道路、国道、県道及び市町村道の復旧対策いかんとのことでございますが、たゞいま主要幹線道路等の早期復旧に全力を挙げて努めており、有料道路の長崎バイパスについては昨日全面開通するとともに、当面、無料化の措置を講じ、すでに実施いたしましたところであります。

さらに、地下街については、関係省庁が協議の上、それぞれ指導監督、検査等を強力に行い、防災その他に關して管理の適正を期するよう指導してまいります。特に、地下街の構造及び設備については、地震、火災、水害などの災害に対して十分に安全なものとするほか、防災保安、緊急時の措置等に関する管理規程をまた各地下街の設置者に定めさせ、管理の適正を期しておりますが、このたびのような異常時の例も参考にし、さらに安全に對し万全を期する所存であります。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕
○国務大臣(河本敏夫君) 御質問は三項目ございますが、第一は、政府機関からの貸付枠を拡大せよ、同時に、既往の貸付金については返済猶予をせよと、こういうお話でございますが、すでに政府関係の中小企業金融三機関、住宅公庫、医療公庫及び環境公庫に對しましては、七月二十四日から二十六日にかけて災害貸付制度の発動を指示いたしております。また、被害者に対してまして

昭和五十七年七月三十日 参議院會議録第二十四号 国務大臣の報告に関する件(昭和五十七年七月豪雨災害について)

は、既往の貸付金の返済等についても、災害貸付制度の発動と同時に必要な措置を講ずるよういたしてあります。それから低利融資制度である激甚災害貸し付けの適用につきましては、被害状況の取りまとめができた次第、関係省庁と協議をいたしまして適切に対処することになっております。

御質問の第二点は、災害を受けた地域に対する税の取り扱いをどうするかということでございますが、被害の著しい長崎県の一部の地域につきましては、本日、申告、納付等の期限の延長の地域指定を行ったところでございます。なお、その他の地域の被災納税者に対しましては、個別指定によりまして対処することになっております。このほか、救済措置といたしまして、災害により住宅、家屋に損害を受けた納税者に対しましては、被災者の申告や申請によりまして、被害の程度に応じて納税の猶予、租税の軽減、免除、それから徴収猶予等を行うことといたしております。これらの救済措置及び手続につきましては、その趣旨の周知を十分に図り、被災納税者の救済に万全を期したいと考えております。

第三点は、災害復旧事業費の財源をどうするかということでございますが、本年度の予算に災害復旧費が計上されておりますので、それによりまして対処をいたしますが、なお不足をする場合には予備費をもつてこれに充てる、このように考えております。災害対策の財源につきましては万全を期したいと考えております。(拍手)

○議長(徳永正利君) 鈴木和美君。

(鈴木和美君登壇、拍手)

○鈴木和美君 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま政府より報告のありました昭和五十七年七月豪雨災害の件について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

七月中旬以来断続的に降り続いた雨は、二十三日夕刻に至って、長崎地方を中心に一時間当たり雨量が百ミリを超える豪雨となり、西彼杵郡長浦岳では最高百五十ミリを記録いたしました。この集中豪雨は、長崎県を初め九州各県、中国地方

さらには四国、近畿にも甚大な被害をもたらした。死者、行方不明者は三百数十人という最近にない悲惨な人的被害を生じました。

私は、ここに、亡くなられた方々の御冥福を心から祈るとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げる次第でございます。

同時に、被災地の現状は惨たんたるものであり、被災者の窮状ははかり知れないものがあります。この災害に当たって政府がとられた緊急措置に対してはそれなりの評価はいたしますが、今日に至るもなお行方不明のわからない人の発見、収容には万全の対策を講ずるとともに、被災された方々に対しては温かい援護の手を差し伸べ、被災地の復旧作業などには最大限の努力を払われるよう強く要望するものであります。

さて、長崎市に過去最大規模の被害をもたらした豪雨は、予想を超える降雨量のため、その降った雨は宅地開発などで保水機能を失った山の斜面を伝わって中島川、浦上川などに流れ込み、急速に増水して流下していきましました。その流水の猛威は、いまから約三十五年前の寛永十一年につくられた日本最古のアーチ型石橋、眼鏡橋をも破壊してしまし、濁流に転落した人は、悲しいことではあります。激しい水の中にもみ込まれてしまし、助けを求めたもののあまたです。一方、山腹に広がる新興住宅地は、がけ崩れや土石流が相次ぎ、家屋は埋没し、多くの人が生き埋めになるという惨状を呈したのであります。

この豪雨災害の原因を考えてみますと、一つには、記録的な豪雨とそれに満潮時が重なるといふ自然的悪条件によるものであり、もう一つは、長崎市が地形的にも急傾斜の山に囲まれた坂の町で、住宅地も山の上に向かって無秩序に広がっていったという都市化のあり方に原因が求められると思うのであります。

こうした原因で災害が発生するのは長崎市に限ったことではありません。全国各地で、特に人口が集中し、都市化が促進されているところでは、今後とも災害が発生することが予想されます。したがって、このまま予防工事をしないまま現状を放置するならば被害はますます大きくなるば

かりで、いわゆる人災となるでありません。今次の豪雨災害を目の当たりにした国民は、自分の町に集中豪雨があったときのことを想像し、どのような思いをしたことであらうでしょうか。この豪雨災害の原因を政府はいかに認識しておられるのか、まず総理にお尋ねしたいと思うのであります。

また、このような災害に当たりまして、政府は、国の責任でなく個人の責任である、すなわち国家賠償や補償の責任はないという考え方に立つておられるようでありまして、福祉国家論からすると誤ったものと言わざるを得ません。たとえば、災害見舞い金制度の設立が議員立法方式によって行われているということを見ましても、政府の基本的態度がここにあらわれています。この自然災害の責任は国が持つべきであるというわれわれ社会党の考え方に對して、総理の基本的な見解をお伺いしたいのであります。

続いて、集中豪雨による被害を未然に防止し、また軽減するための具体的対策について質問いたします。

まず、今次災害が想像を絶する局地的な集中豪雨によって洪水、山崩れなどが起こり、多くの家屋が浸水し、押しつぶされたのであります。それにも増して三百数十名の犠牲者を出したことを考えますと、何とかして人命だけでも守ることができなかったかということでありまして、

政府がこうした防災白書において述べております「気象観測の充実と予警報の発表」は、局地的な集中豪雨など狭い範囲で時々刻々変化する気象に對しては、その現象を正確かつ迅速に把握して、これをもとに住民に気象情報を提供し、予警報を発表していくこととしております。今回の災害に際しまして、長崎海洋気象台は、二十三日の午後三時に大雨洪水注意報を出し、同四時五十分には警報に切りかえたのであります。しかし、それがどのような被害をもたらしたか、だれもそれほど深刻には考えていなかったのではないかと思ふのであります。その結果、直ちに對処して発令すべきであつた長崎市の避難命令もおくれ、事実上間に合わず、市内では帰宅途中で雨宿りしているうちに

濁流に巻き込まれた人もおるのであります。

これらを考えますと、今度の長崎豪雨のように想像を超える雨量と、地形的に洪水になるまでの時間の短い都市河川に適した洪水予報システムや住民への情報伝達システムを開発するとともに、避難誘導などの計画を確立して災害を未然に防止することが急務であると思ひます。さらに、住民が洪水警報や避難命令を甘く見て、それほど深く心にためず、早く避難するなど適切に行動しなかつた点なども考えると、防災意識向上のため、ふだんからの防災教育を徹底して行うべきであると思ひますが、この点に關する今後の政府の対策を自治大臣にお伺いしたいのであります。

次に、最近の災害の特徴は、大川川のはんらん比較して、都市中小河川のはんらんが非常に多いこととあります。長崎豪雨被害も典型的な都市型水害と言えましょう。この点について、第一に注意しなければならぬのは、人口の都市集中によって、これまで遊水地の役割りを果たしていた農地や森林が宅地化され、流域に降った雨の大部分が短時間で河川に流れ込み、被害を増大する結果となつていくこととあります。

第二点としては、長崎市において見られるように、平野部が少なく、宅地開発が山間部に広がって、急傾斜地における防災対策が講ぜられないまま都市化が進められているということとあります。このため、山は削られ、樹木は切り倒され、水に對して地盤は極端に弱くなり、土砂崩れ、山崩れなどを誘発しやすくなつていくということとあります。また、長崎市のように、良港に恵まれてはいるが、市街地は平野部が少ないため背後の山地が開発されている町は、神戸や横浜を初めとして全国に多く存在していると思ふのであります。このような町では地形性降雨としての集中豪雨が起りやすいため、災害の発生が予想されます。

このような状況の中にあつて、中小河川の整備状況は、全国を眺めて、時間雨量五十ミリの降雨に對応できるところは約一七％という低い水準なのであります。地域住民の安全な生活を守るためには、流域における保水遊水機能の維持確保と治

水施設の整備を強力に進める必要があると思ひますが、建設大臣の見解をお伺いしたいと思ひますが、

さらに、治水五カ年計画による都市中小河川整備事業をできるだけ繰り上げて実施する考えがあるかどうか、あわせて建設大臣に答弁をお願いいたします。

さらに、中小河川の整備基準として、時間雨量五十ミリの降雨に対応した整備が進められておりますが、今回も一時間に五十ミリという豪雨を記録しております。これを、記録的な思いもかけぬ集中豪雨であるからとして災害発生もやむを得ないという受けとめでなく、このような集中豪雨にも対応できる治山水施設の整備と安全対策の確立を推進すべきだと思ひますが、政府の方針を伺ひます。

また、土砂災害危険地の整備状況は、土石流発生危険渓流が約六万三千渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が約六万四千箇所あるのに対して、土石流発生危険渓流の整備率は五十五年度末で約一三％にすぎないのであります。その進捗率も毎年一％に満たない現状にあります。このため、今後とも治山及び砂防施設の整備を推進することが絶対必要であります。このことは防災白書においても述べられておりますので、この対策推進についての具体策について関係大臣はいかなる見解をお持ちであるのか、伺ひたいのであります。

さらに、山を削ってつくられる住宅開発については、この際改めて点検し、見直すべきではないかと思ひますが、建設大臣の見解をお伺いいたします。これとあわせて、背後地としての山地における森林の保護についてであります。

私は、かつて参議院の災害対策特別委員会においてマツクイムシによる松の被害と災害予防効果を取り上げ、その対策について政府にただしたことがあります。その対策費は関係議員の皆様の努力によって今回も八十億円余になりましたが、政府が購入する戦闘機一機の価格にも及ばないものであります。もちろん松対策だけで十分でないことは当然でありましょう。このような政府のマツクイムシ対策一つをとっても、森林保全が不十分

で、結果として森林の荒廃を呼び、ひいてはこれに災害を招くものになっていくのであります。森林の緑を守り、保安の重要な使命を持つこの治山対策の促進について、農水大臣のお考えをあわせて伺つておきたいと思ひます。

次に、わが日本社会党は去る七月二十八日、総理大臣に対し七月集中豪雨災害対策に関する申し入れをいたしました。

その中の特徴的なものを挙げれば、激甚災害の指定については、指定基準を緩和し早急に指定されたこと。被災母子家庭、生活保護世帯の救済のため、母子福祉資金、生活保護世帯の引き上げ及び生活資金貸し付け、住宅復興融資、公営住宅の優先入居などの措置を講ぜられたこと。被害を受けた県、市町村の行う災害復旧事業及び民生安定施策に要する経費については、特別交付税の交付により全額補てんするとともに、普通交付税の繰り上げ交付について早急に手続されたこと。中小企業商工業者の事業被害の救済と経営及び従業員の雇用安定のため、政府系中小金融機関による融資などについては、激甚災害指定による特別制度を含め、手厚い措置を講ぜられたことであります。

これらの諸点について、災害担当大臣である国土庁長官からまとめて見解をお伺いしたいのであります。

最後に、今回の長崎市を中心とする災害が、先進工業国、経済大国と言われている日本において起きたということであり、雨が多く降ったというだけで多数の犠牲者を出したということは、政府の基本施策が経済偏重の政策であり、さらには軍備増強に走り、国民の生活基盤の拡充、社会資本の整備を怠つて、国民が安心して生活できる環境をつくることを考えなかったあらわれだと言つても過言でありません。政府は行政改革を施策の柱として進めておりますが、真の行革とは、国民生活を安全に、国民のニーズに沿つた行政を実行することであり、これが政府の基本方針でなければならぬと思ひますが、総理大臣の見解を承つて、私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手】

昭和三十七年七月三十日 参議院会議録第二十四号 国務大臣の報告に関する件(昭和五十七年七月豪雨災害について)

○国務大臣(鈴木善幸君) 鈴木議員にお答えいたします。

最初に、被災地の復旧作業に最大限の努力をせよとの御要請がございましたが、このたびの豪雨災害に対する応急対策と復旧対策につきまして、政府の非常災害対策本部において万全を期するよう指示いたしております。

なお、豪雨災害の原因につきましては、今回の災害は急激な豪雨にもかかわらず短時間に集中した記録的な雨量の豪雨に見舞われたことによると考えられますが、これに加えて、平地部が狭く山に囲まれた長崎の地形的条件が重なつたため、多くの土砂の流出と河川のはんらんが生じ、甚大な被害が生じたのではないかと考えております。

次に、自然災害の責任は国が持つべきであるとの社会党の考え方についてお尋ねがありました。申し上げるまでもなく、自然災害の態様も多種多様でありますので、国、地方公共団体はもとより、地域住民につきましても、それぞれの責任に応じまして必要な措置をとることが適当であると思ひます。国といたしましては、災害対策基本法を初めとする各種の法制に基づいて、災害対策を国政の重要な課題として推進しているところであり、今次の災害につきましても、被災者の救済と早期復旧に万全の措置を講じてまいりたいと存じます。

最後に、行政改革に関連して、国民生活の安全確保を行政の基本方針とせよとの御要請がございました。

御指摘のとおり、国民生活の安全確保は行政に課せられた基本的な使命の一つであり、政府としてもかねてからこの点につき配慮してきていますところでございます。ただ、この点を含めて、真に必要な施策が十分達成できるようにするためにも、行政改革の徹底的な推進が必要であるという事情についても十分御理解を賜りたいと存じます。

残余の点につきましては所管大臣から答弁をいたさせていただきます。(拍手)

【国務大臣松野幸泰君登壇、拍手】

○国務大臣(松野幸泰君) 各般にわたり申し入れ

を受けましたが、政府としては、さきに申しましたように、非常災害対策本部を設け、速やかに今後とるべき対策を決定し、その推進を図つていくところであります。

関係者の御尽力により、すでに市民生活と密接な関係にある電気等回復のための措置、道路、鉄道等の交通確保等の応急対策は相当の進捗を見ておりますが、今後ともこれら応急対策を推進するとともに、被災者や被災中小企業等の救済措置、公共施設の復旧措置など必要な対策を関係省庁及び地元地方公共団体との密接な連携のもとに講じてまいり所存でございます。(拍手)

【国務大臣世耕政隆君登壇、拍手】

○国務大臣(世耕政隆君) お答えいたします。

災害の予報あるいは情報の伝達を厳しく行つて今後の対策に資するにどうであるか、こういう御質問でございますが、まことにそのとおりでございます。住民に対する気象情報とか災害情報の伝達、避難の指示などについては、地方公共団体の地域防災計画に定められているところであります。しかしながら、今回の教訓を生かしまして、厳しく災害危険性の見直しを行つて、日ごろの防災教育、避難訓練の徹底を今後期してまいりたいと存じております。

災害時における避難の勧告、指示につきましては、無線あるいはサイレン、半鐘、広報車、職員の巡回などあらゆる情報連絡手段をとつて、迅速な伝達が確保できるように指導しているところでございますが、状況に応じて的確に対処できるよう今後とも一層の努力をしてまいり所存でございます。

その次に、議員御指摘の防災教育をさらに徹底しなければいかぬのではないかと、こういう御指摘でございますが、まことにございましょうとおりでございます。非常に防災教育の重要性については日ごろから強く認識しているところでございまして、二つの方向で今後行つてまいらなければならないのでございまして、一つは、積極的に国民に対して防災知識の提供をしなければならぬ。これは自主防災組織とか婦人団体あるいは婦人防火ク

ラフなどの民間防火防災組織の活動を通じて、この知識の修得に努めていただくように指導しているところでございます。二つ目には、平常における防災訓練の実施が教育の上で最も大きな効果をおさめているという実績がございます。今後の教育訓練において、災害の予報とか警報と並行して、これに対応する速やかな避難について特に重点を置いて教育活動を行ってまいりたい、こういう所存でございます。(拍手)

〔国務大臣始末伊平君登壇、拍手〕

○国務大臣(始末伊平君) 私に対する最初の御質問は、治水施設、特に都市河川整備事業を急ぐべきではないかという点についてでございますが、都市化の進展が著しい河川につきましては、治水施設の整備を強力に推進いたしますとともに、御指摘のように流域の保水遊水機能の維持確保、それから水害に安全な適正な土地利用の誘導というようなこと等を内容とする総合的な治水対策を推進しておるところでございます。

また、都市の中小河川の整備につきましては、第六次の治水事業五カ年計画というものがございまして、その中でも特に重点事項としていたしておりますのでございまして、この計画の着実な達成を図ることにございまして、都市部中小河川の整備率の大幅な向上を図ってまいりたいと考えております。すなわち、このために昭和五十七年度を初年度とする第六次治水事業五カ年計画におきましては、著しく整備の立ちおくれしている中小河川、特に都市河川の整備について促進を図るとともに、土石流等土砂害対策等に重点を置いて事業の推進を図ることとしていたしております。

さらに、事業の実施に当たりましては、災害発生時の状況等を勘案いたしまして対処をすることとしており、安全な国土の保全に今後とも努めてまいっている所存でございます。五十ミリというのは一応の標準でございまして、場所によりましては七十ミリ、八十ミリというように前提をいたしまして、河川の整備に努めておるところでございます。

それから次に、総合的な土砂災害対策についてでございますが、土砂災害の危険箇所におきましては、

ては、従来から積極的に整備を進めてきたところでありまして、今回の災害の実態にかんがみ、砂防関係事業の促進に加えて、土石流危険渓流等の周知、それから急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進、また警戒避難体制の整備、住宅移転の勧告等を内容とした総合的な土砂災害対策を関係省庁と調整を図りながら進めてまいっている所存でございます。

次に、山を削って住宅地をつくった丘陵地などの傾斜地における宅地開発の問題について、これを見直すべきではないかという点についてのお話でございますが、この問題につきましては、都市計画法による土地利用上の規制がございまして、また宅地造成工事に対する規制、これは宅地造成法にございまして、それから建築行為に対する規制、これは建築基準法に基づいてございまして、それから危険がけに対する対策等を行っているところでございますが、今回の災害における被害の実態を踏まえまして、それぞれの視点から迅速に必要な検討を行いつつ今後に備えることといたしたい、かように存じております。(拍手)

〔国務大臣中川一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(中川一郎君) 治山事業につきましては、従来から緊急かつ計画的な実施に努めてきたところでありまして、今後とも、先般閣議決定された第六次治山事業五カ年計画に即して、山地災害危険地区の整備を重点的に促進を図ってまいっている所存であります。

また、森林を開発等から保全するため、森林法に基づき国土保全等の機能の大きい森林については保安林制度により、また、保安林以外の森林につきましては林地開発許可制度等により対応してまいりたいと考えております。

今回の災害を教訓として、今後とも治山事業及び森林保全施策に万全を期してまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(徳永正利君) 原田立君。

〔原田立君登壇、拍手〕

○原田立君 私は、公明党・国民会議を代表して、

長崎県、熊本県、大分県等を襲った昭和五十七年七月豪雨災害について質問を行います。

質問に先立ち、まず今回の集中豪雨で不幸にして一瞬のうちにとうとうと生命を失われた三百二十二人の方々に對し、深甚なる哀悼の意を表し、心より御冥福をお祈り申し上げます。

また、一週間を過ぎた今日、いまだに行方からない三十七名の方々に對して、一日も早い発見と、三百五十二名にも及ぶ負傷者の方々の回復を祈念いたしますとともに、罹災者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

私も、直ちに二十四日、二十五日と、救済物資を持ち、罹災者の激励と現地の災害実態を調べてまいりました。山肌をつめてぐとひつかいたような跡、あるいは乗用車の横転した姿、ごみの山、あるいは胸まで、首までもつかれる水の量、多くの人々のがっくりした顔等々を見、その悲惨な状況は目を覆うような実態でございました。

さて、今回の長崎県地方を中心に襲った集中豪雨は、幾つかの悪条件が重なった結果といえ、私は人災によるものが極めて強いと指摘しなければなりません。私は、西日本各地を襲った昭和四十二年七月豪雨災害に對して、同じこの本会議場で、二度とこのような災害が起こらないよう、とうとうと人命と財産を守るために万全の対策で臨むよう関係各省庁に對してその対応を指摘してまいりました。にもかかわらず、今回の大惨事を引き起こしたということは、政府の災害に対する対応の甘さを私は責めずにはおられません。

当時の佐藤総理は、「災害から国土と国民の生命、財産を守ることが政治上の基本的姿勢である」と、こう言っておりました。しかし、長崎県に於ては、昭和三十三年七月諫早市の集中豪雨、四十二年七月佐世保市、そして今回五十七年七月の長崎市を中心とする集中豪雨による大災害、三回も受けております。すなわち、政府の災害対策の甘さから大惨事は起こるべくして起きたものと指摘せざるを得ません。

総理、今回の事故について、その責任をどう考えておられるのか。また、今回の災害に對しては、現地では、激甚災害法を早急に適用して災害

復旧に全力を挙げて取り組んでくれという要請が強く出ております。調査調査と言つて後に延ばすのではなしに、即刻早急に指定をすべきであると思ひますが、総理大臣のお答えをお聞きいたします。

さて、質問の第一は気象観測と予報体制についてであります。

長崎市の場合、今月十日過ぎからの降り続きで、二十三日以前ですと六百ミリを超す雨を吸い込んでおり、気象台では七月十日以降五回にわたり大雨洪水警報を発令して、二十三日は六回目の警報を出して市民に注意を呼びかけていたにもかかわらず大惨事に至った原因は、適切な避難命令の発令が県及び市当局からなされていなかったからだと、こういうようなことを聞いております。予報体制及び避難命令が欠けていたのではなにかと思ふのであります。気象台、県、市当局との横の連絡など、防災体制の確立や気象観測技術の面からも抜本的対策が必要だと考えますが、御所見をお伺いいたします。

第二に、無秩序な開発造成による都市化対策についてでございます。

今回の災害の実態を見る限りにおいては、昭和四十二年七月の集中豪雨災害の教訓が全く生かされてないばかりか、十分な防災安全対策がなされないまま安易な開発造成を許し、都市化を促進させてきた結果が被害を倍加させたものであり、無計画な都市化が招いた人災と言わざるを得ません。

長崎市は、旧市街地は三方を山に囲まれているため平野部はきわめて狭く、宅地開発が山の傾斜地にへばりつくようになつてしまつてゐる。皆さん方も御承知でございましょう。山腹に広がる新興住宅地ではがけ崩れや土石流が発生し、鴨瀬、本河内奥山、川平の三地区では地区の大半が押し流され、生き埋めなどの惨事を招いております。私はその現場に行つて本当に悲しいことだと思ひました。

こうした危険地帯は全国に点在し、がけ崩れが心配される急傾斜地危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険箇所は全国で十三万二千三百三十

三カ所、そのうち長崎県は千八百二十二カ所の多きを数えております。地元長崎県で本年五月策定した水防計画では、土石流発生危険地区は県下四千四百三十八カ所、対象家屋十五万三千八百八十一戸、長崎市内では五百六十七カ所、一万三千四百七十七戸と明記しております。

この災害防止の立場から、山の傾斜地での宅地開発や高台に集中している宅地造成規制法等についてこの際厳しく見直すべきだと考えます。これらの地域については整備を今後どう進めていくのか、お伺いしたいと思います。

第三に、河川対策についてでございます。

最近の水害は、今回の集中豪雨同様の都市河川のはらんが多いこととあります。洪水、浸水対策のかねはめは河川対策であります。建設省は昭和五十七年度から第六次治水事業五年計画がスタートしておりますが、現在の整備率は、大河川五八％、中小河川一八％、このうち浸水の危険がある都市河川の整備率は三％、土石流の危険のある渓流の整備率は二％と低く、全国的に多くの危険地域を抱えております。しかも、都市河川の場合、一時間の降雨量が五十ミリ程度を目録にした改修であり、ある程度集中豪雨が来れば事故の発生につながり、一時間百ミリ以上の降雨には全く手の施しようがないというものが現在の都市河川対策の実態であります。国民の生命、財産を守る立場から、都市河川の場合、一時間百ミリ以上まで耐えられるようにすべきであると思っております。

建設大臣、いかがですか。山、坂の多い長崎市の中山間、浦上川のような特殊な地形、都市構造などから、一時間百二十ミリ以上を想定して整備をすべきだと思っております。建設省もそういう指導をしているのでありますけれども、大蔵省で予算をつけない、だから七十ミリ、九十ミリぐらいの整備しかしてないというのが実態であります。日常生活に隣接している都市河川の整備促進についても急を要する重要課題であります。整備率の引き上げについてどのような計画を進めていくのか、お伺いいたします。

第四に、防災に対する財政対策についてでございます。

います。

さきに指摘したとおり、災害防止、最小限度に災害を食い止めるためにも財政の裏づけがなければ進みません。気象観測技術の向上や、きめ細かな予報体制の確立、あるいは治山治水対策の強化による危険地域の整備率の引き上げなど、財政面の強力な援助が必要だと考えますが、御所見をお伺いしたい。

第五に、被災地では復興、復旧を目指して懸命な努力が続けられておりますが、先立つものは何となく資金でございまして、何年、何十年とかがたつて築いた財産を一瞬のうちに倒壊された方々、あるいは地元商店街では中元商品や旧盆を迎える商品が山積みになっておりましたが、そのほとんどが水浸しに遭い、壊滅的な打撃を受けております。この際、災害復旧のための政府系資金の融資拡大、借入金の返済繰り延べや、民間金融機関にあっても借入金の返済繰り延べなどの指導をすべきだと考えますが、これらの点についてどう対処されるのか、お伺いしたい。

私は、現場の被災地に入るとき強く感じたことは、まず消防団、警察官等々を初め、多くの人たちが泥まみれになって救援活動に従事しておられる姿に深い感銘を受け、心から感謝いたしました次第であります。また、人命救助は当然ながら、国鉄、道路決壊の修理、水、電気、ガス等の復旧促進が最も手早く行われなければならないという進め方とあります。人命救助に投入する機械、人員の増強と同時に、まず道路の改修であります。基幹となる道路が改修されなければ救援物資も送れない。皆いらいらとした焦燥感を持つのであります。強力な人力、機械力を投入すべきであると思っております。この道路はいつごろでか上るのか、国道三十四号線、長崎バイパス、喜々津・長与一時津を回る道路の改修はいつごろか、また、水、ガスはどの方面はいつごろでか上るか等々、スケジュールを明確にしてほしいと思っております。政府の温かい血の通った施策を強く強く求め、誠意ある御答弁を要望し、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(鈴木善幸君) 原田議員にお答えいたします。

まず、このたびの災害がこのような大きな被害をもたらした原因につきましては、急激なしかも短時間に記録的な雨量の豪雨が降ったこと、平地が少なく急峻な山地が多い地形などの要因が重なって生じたものと考えております。

なお、自然災害に對しましては、国、地方公共団体はもとより、地域住民においてもそれぞれの責任において必要な措置をとることとなっております。これは御承知のとおりであります。

激甚災害の早期指定の問題でございますが、その前提となる関係省庁の被害額把握を急ぎ、要件に該当する場合にはできる限り速やかに指定するよう最善の努力を払ってまいりたいと存じます。残余の問題につきましては所管大臣から答弁いたします。(拍手)

〔国務大臣松野幸泰君登壇、拍手〕

○国務大臣(松野幸泰君) 自然災害に對しては、国、地方公共団体はもとより、地域住民においてもそれぞれの責任において必要な措置をとることになっております。

このたびの災害がこのような大きな被害をもたらしたのは、急激にしかも短時間に記録的な雨量の豪雨に見舞われたことによるものと考え、平地が少なく急峻な山地の多い地形などの要因が重なり生じたものと受けとめております。

激甚災害の指定については、目下関係省庁において鋭意被害状況の把握に努めているところであります。最終的な被害報告がまとまり次第検討することとしておりますが、特に中小企業関係につきましては、被害が甚大でありますので、被害額が確定次第、指定手続を行うべく検討を進めております。

基幹道路の復旧を急いでおりますが、国道三十四号線は崩壊箇所が多く、復旧にはなお一カ月程度を要する見込みであります。長崎バイパスは二十九日二車線開通し、無料化を実施していただきます。国道二百七号は県において鋭意努力しているところであります。

また、水道施設の被害により断水した戸数は、長崎の約十三万戸を初め、佐賀、熊本、大分の各県を含め、合わせて約十五万戸に達しましたが、七月二十九日現在、断水戸数は長崎市中心とする約二万戸にまで回復しました。水道の未復旧地域においては給水車、給水船による応急給水を実施しておりますが、おむね今週末までに平常に戻る見込みであります。

ガスの供給再開については、保安確保に万全を期するため、作業員が各戸を巡回しながら確認し開栓作業を行っており、八月二日ころまでに全戸に供給できる見込みであります。(拍手)

〔国務大臣小坂徳三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小坂徳三郎君) 気象業務の重要性につきましては十分認識をいたしております。従来からも充実強化に努めておるところでございます。今回の豪雨災害にかんがみまして、今後なお一層情報の迅速な伝達提供等に努力をまいりたいと考えております。

なお、気象庁長官とも、この豪雨災害以後、種々こうした問題について具体的に前進を図るよう協議をいたしておるところでございます。(拍手)

〔国務大臣始岡伊平君登壇、拍手〕

○国務大臣(始岡伊平君) 第一点は、今回の宅地災害の状況にかんがみまして、宅地造成等規制法を見直すべきではないかという御質問であったと存じます。

この点につきましては、ただいままでの調査によりまして、今回の災害の場合、同法の対象区域における造成宅地につきましては、そこに宅地造成をしたということが直接の原因となつて被害が生じている事例は少ないのではないかと、市街化区域に見受けられます。しかしながら、市街化区域であるということと、余り住宅建設に適當でない場所に住宅がつくられる、また既成の市街地についても被害が起つておるのでございまして、今後とも住宅を建設すべき区域の適切な指定、それからまたいろいろ宅地法あるいは建築基準法等によりまして規制がございまして、規制の確かな運用等を図りまして宅地災害の発生防止に万全を期してまいりたい。さらに、今回の災害の状況を詳

昭和五十七年七月三十日 参議院會議録第二十四号 国務大臣の報告に関する件(昭和五十七年七月豪雨災害について)

六九六

細に分析いたしましたして、法制度の見直し、強化の必要があるかについても十分研究してまいらる所存でございます。

それから次に、急傾斜地崩壊の危険箇所につきましては、これは非常にたくさんあるわけでございます。これは、危険度が高く保全人数の多い個所から計画的に崩壊防止工事を進めるところでございますが、今後とも急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進を図り、また崩壊防止工事を実施いたしますとともに、警戒避難体制の整備を進めまして災害の防止に努めてまいらる所存でございます。

次に、河川の改修につきましてはいまだ二つの点について御質問があったと思います。一つは、地域の実情に応じて河川改修計画を策定すべきではないかということであり、いま一点は河川、特に都市河川の整備率をもっと引き上げるべきではないかという二つの点でございます。二つともごもっともと存じております。

河川改修計画の策定に当たりましては、過去の主要な洪水と災害の発生状況など地域の実情を総合的に考慮してございまして、その実施に当たりましては、地方河川もあるわけでございますから、地方公共団体を十分指導しているところでありまして、今後なお一層配慮してまいらる所存でございます。

それから整備率の問題でございますが、昭和五十七年度を初年度とする第六次治水事業五カ年計画を策定いたしました治水事業を強力に推進しておるわけでございます。河川改修率の引き上げをその結果図ることとしてございまして、今後とも、治水事業五カ年計画は枠が決まっておりますけれども、その中で都市河川等特に重点順位をも決めまして、大事なところから整備率が上がっていくということについて万全の努力をいたしたい、かように考えております。

以上お答え申し上げます。

〔国務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(河本敏夫君) 治山治水事業の取り扱いをどうするかという御質問でございますが、これは事業の重要性にかんがみまして、五十八年度

予算編成の基本方針におきまして、マイナスイシューティングという原則がございまして、その対象外として取り扱っていく、こういうことになっております。

それから罹災者の金融対策でございますが、その一つであります災害貸付制度につきましてはすでに発動をしております。また、既往の貸付金の返済猶予につきましては、災害貸付制度の発動と同時に、必要に応じて措置をすることになっております。

さらに、民間の問題であります。民間の金融機関に対しては、現地の財務部を通じて、災害の状況等を勘案して適切な措置を指示しております。これを受けて現地金融機関は、債務者の被害の状況等の申し出に応じて、既往の債務の返済繰り延べ措置を含めました弾力的な対応を行っておるところでございます。(拍手)

○議長(徳永正利君) 下田京子君。

〔下田京子君登壇、拍手〕

○下田京子君 私は、日本共産党を代表して、長崎県を中心とした九州地方で多数の人命を奪った豪雨災害とその対策について、緊急に総理並びに関係大臣に質問いたします。

質問に先立ちまして、亡くなられた方々と御遺族の皆さんに心からの悔やみを申し上げ、被災者の皆さんにお見舞いを申し上げます。

同時に、私は、毎年豪雨や台風シーズンの訪れとともに繰り返される悲惨な事故に対して、深い悲しみと同時に、防災に対する行政の大きな立ちおくれに強い怒りを覚えることができません。このたびの大惨事で、長崎県飯盛町では、出産のため里帰りしていた姉と妹が、二人とも生まれたばかりのかわいい赤ちゃんともども土砂の下敷きとなって亡くなられたということです。また、長崎市では、二歳の坊やをかばうように抱きかかえたまま息絶えていったお母さんの姿などが、災害の悲惨さをますます物語っています。

私は、まず、国の政治の最高責任者としての総理に対して、この災害に対する御見解をお伺いいたします。

また、私は、このたびの大惨事で犠牲になられた皆さんに対しては、政治が報い得ることは、第一に、直ちに万全の応急救済措置をとることはもちろん、二度と再びこうした被災を繰り返さないというかたい決意と具体的な防災対策を示すことだと思っております。いかがでしょうか。

次に、防災行政の基本についてお尋ねします。災害対策基本法には、「国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する」と、明確に災害対策に関する国の責任をうたっています。この精神を受けて、政府は、このたびの長崎県を中心とする災害からどんな教訓を引き出しているのでしょうか。また今後の防災のあり方についてどのような対応をされるのか、国土庁長官からその考えをお聞かせください。

第二に、洪水対策のなかめと言われる河川改修のあり方について、総理並びに建設大臣にお尋ねいたします。

その一つは、大幅におくれている河川改修をどうするかという点です。特に、このたび長崎市では、はらんとした中島川、浦上川のような中小河川の整備率は、一九八一年度末でわずかに一八％にすぎません。政府は、今年度から新たに第六次治水事業五カ年計画をスタートさせましたが、五年後の一九八六年度末でもこの整備率は何と二三％、わずかに五％のアップにとどまっています。もしこのまま推移したとすれば、整備完了は実に七十年も先のことになるのです。

私は、昨年、第九十五臨時国会の行財政改革に関する特別委員会の質問で、治水対策、河川管理のおくれを指摘しましたが、その際鈴木総理は、「特に災害復旧、また災害が起らないようにという防災の問題、これは今後も重点的にやってみたい」と答弁されています。ところが、実際はどうでしょうか。総理の答弁とは全く逆に、本年度の河川改修のための予算は臨調によるゼロシューティングを受けて前年度に比べ一％も削られていくのです。金額にして十七億九千五百万円です。総理、あなたはこの事実をどう説明されますか。

か。責任ある答弁を求めます。

二つ目には、その具体的な施策として第六次治水事業の見直しをぜひとも行うべきであると思いますが、その考えがあるかどうか、建設大臣にお伺いします。

第三に、今回の災害で特に人命被害を大きくした問題点として指摘しなければならぬのは、がけ崩れによる死亡者が現在確認されただけで九十三人にも達していることです。そしていまなお、がけ崩れの土砂の下で多くの行方不明者がいるという事実であります。

坂の町と言われる平野部の少ない長崎市、そこで都市の拡張に伴ってがけ崩れの危険の大きい地域にまで住宅が建てられたこと、これが被害を大きくしたのは明白です。まさに無計画で、安全を無視した都市づくりを野放しにしてきた行政の責任が厳しく問われなければなりません。このがけ崩れ防止の対策が早急に必要な危険箇所が現在全国で実に五万五千箇所、うち工事完了がわずかに一三％です。ところが、この予算は伸び率ゼロ、このまま行ったら危険箇所の解消にあと二十年以上もかかるというスロウテンポです。しかも、長崎県において危険箇所の見直しを行った結果、危険箇所が現在の四倍以上にふえていたことが明らかになっております。

私は、この際、危険箇所の一斉見直しを実施するとともに、国のがけ崩れ防止対策五カ年計画を策定し、計画的に事業を進めるよう提案するものです。建設大臣に見解をお伺いします。

第四に、住民に対する警戒避難体制がどうだったかという点であります。

大雨が続いた後の集中豪雨だっただけに、大災害が十分予測されたことであり、住民への緊急避難指示を早期に出したのであれば犠牲を最小限にできたのではないかと残念でなりません。こうした避難体制は、災害対策基本法に基づく防災基本計画や地域防災計画に定められていますが、これが真に実効あるものと言えるのでしょうか。

私は、防災対策の中に民主主義を貫く必要があると思えます。地域の防災計画は、地域住民も参加した調査、点検に基づき、歴史的に蓄積された

住民の経験や知恵を生かして作成すること、こうした地域の総力を結集した防災計画こそが住民の防災意識も高め、防災対策のエネルギーになると確信します。私はこの際、防災計画の責任者である総理に、その抜本的な見直しを要求するものであります。

最後に、私は、緑豊かな日本、安全で平和な日本の国土づくりのために、二つの点でいま行政の転換が必要であることを指摘し、その対応を求めます。

一つは、公共投資の流れを変えることです。大企業中心の港湾、道路などの産業基盤への投資を生活基盤の充実や安全な国土づくりのための投資に大きく切りかえることです。このことがいかに軽視されてきたかは、戦後の水害被害額が約二十四兆円に対して治水投資額が約二十兆円という事実からしても明らかです。

さらに重大なことは、アメリカのレーガン政権の限定核戦争構想にくみして、軍事費を異常に突出させるために、臨時行政調査会路線により福祉、教育予算とともに防災予算を抑えてきた鈴木内閣の姿勢にあります。いまこそ軍事費を削って国土の保全と災害から国民の生命と財産を守ることとを最優先させるべきではないでしょうか。これ以上の誤りと災害を繰り返さないために、人間の命を最も大切に政治の実現のために、総理が真の勇気を持って災害対策に当たられることを重ねて要求するものです。

日本共産党は、当面の災害復旧はもとより、災害に強い国土づくりのために全力を尽くす決意を表明して、質問を終わります。(拍手)

【国務大臣鈴木幸三君登壇、拍手】
○国務大臣(鈴木幸三君) 下田議員にお答えを申し上げます。

このたびの九州地方の豪雨災害により多数の死者を出したことは、まことに痛ましい限りであります。これまでも応急対策には万全を期してまいりましたが、今回の災害の教訓を踏まえ、今後とも防災対策を国の重要課題として取り組んでまいれる所存であります。

次に、河川改修がおこなわれているとの御意見が

ありました。治水事業は国民の生命、財産を守る基本的な事業として長期的な視野に立つて計画的に進めたいと存じます。このたびの災害を踏まえ、今後とも事業の計画的推進に努めてまいりたいと存じます。

なお、警戒避難体制を効果あるものとするため防災計画を見直せとの御意見がありました。御承知のように、地域防災計画は、防災関係機関を網羅した地方防災会議において策定され、防災行政の総合性と計画性の確保を図っているところであります。もとより地域防災計画に定められた避難体制を住民に周知せしめることはきわめて重要でありますので、平常時における住民参加の訓練の実施につきましても、より一層指導を徹底してまいりたいと思っております。

次に、国土保全優先の公共投資をせよとの御意見についてであります。治山治水などの国土保全のための投資につきましては、これまで他の社会資本との均衡を図りながら十分配慮してきていたところであります。今後とも国土の安全を図るという観点から必要な配慮をしてまいれる所存であります。

最後に、防衛費を削っても国土保全を優先せよとの御意見がありました。国土保全の重要性につきましても申すまでもないことであり、今回の概算要求枠でも、これを含む投資部門の経費は削減対象から外すことといたしております。残余の点につきましても所管大臣から答弁をいたさせていただきます。(拍手)

【国務大臣松野幸次君登壇、拍手】
○国務大臣(松野幸次君) このたびの豪雨災害により、多くのとうとうと命が失われたことはまことに遺憾であります。急激にしかも短時間に記録的な雨量の豪雨に見舞われ、急峻な山地の多くの個所が崩壊し、土石流等の土砂災害が生じたため、このような甚大な被害が生じたものと考えられます。今次災害の経緯にかんがみ、治山事業、都市河川の改修、急傾斜地崩壊対策事業など防災事業をより一層推進するとともに、住宅地開発における防災対策の一層の推進が必要であると痛感した次第であります。(拍手)

【国務大臣松野幸次君登壇、拍手】
○国務大臣(松野幸次君) お答えいたします。このたびの集中豪雨被害などの実情にかんがみまして、第六次治水事業五カ年計画の見直しをいたしまして、そこで予定しておる事業の繰り上げ実施を行うべきではないかと一点が第一の御質問かと存じております。

御承知のように、第六次治水事業五カ年計画におきましては、中小河川、特に都市河川対策と土石流対策等に重点を置いて事業の推進を図ることといたしております。また、本計画におきましては、河川流域の開発、災害復旧事業の進捗状況等を総合的に考慮いたしまして弾力的にその実施を図ることとしておりまして、今後とも計画的に五カ年計画を推進していくよう努めてまいれる所存であります。

治水事業五カ年計画をいま直ちに見直すというわけにもまいらぬと思っております。これは五年間の全体の計画を予定しております。毎年毎年の予算はそれに基づきまして年度別に決まるわけでございますので、幸いと申しますか、本年は公共事業につきましてはマイナスイテリングの枠から外されましてゼロシテリングである。また、シテリングとは別に、公共事業の実態にかんがみまして、国民経済への重要性からいたしまして、予算の査定の際にも十分配慮しようということになっておるわけでございますので、予算の獲得についても万全な努力をし、かつその予算の執行に当たりましたも緊急度を見まして御期待にこたえるようにしたい、かように存じております。

また、急傾斜地崩壊危険箇所問題、がけ崩れの危険のある箇所の問題でございますが、この点につきましても全国的に見直しをしたらどうか、またさらに、がけ崩れ対策事業の五カ年計画を策定すべきではないか、こういうお話でございます。がけ崩れは、今回の災害におきましても被害の程度を非常に大きくした大きな要因でございます。ただいま五十六年度から全国的に崩壊危険箇所調査をいたしております。現在集計中でございますので、その結果を見まして、急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画とともに今後検討してまいりたい、かように存じております。(拍手)

たい、かように存じております。

以上お答えいたしました。(拍手)

【議長(徳正利君) 伊藤都男君】

○伊藤都男君 伊藤都男君

【伊藤都男君登壇、拍手】
○伊藤都男君 私は、民社党・国民連合を代表いたしまして、九州地方を中心に襲った今回の集中豪雨災害に関し、総理並びに関係大臣に対して若干の質問を行うものであります。

まず最初に、今回の集中豪雨によって亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げるものであります。また、いまなお行方不明となつていらっしゃる方々の救出及び被災地の復旧作業、防疫対策などため、日夜挺身されている関係者の皆さんの御苦労に深く感謝申し上げます。

さて、民社党は、水害発生後直ちに党内に豪雨非常災害対策本部を設置いたしまして、七月二十四日から調査団を長崎に派遣してきたところでありましたが、折りと坂の町長崎は、無残にも土砂と瓦れきの町と化し、根こそぎ流失した石橋や立ち木の残骸、陥没した道路が被害の悲惨さを物語っております。被害の範囲は長崎県にとどまらず、九州、四国、中国、近畿の十四府県にも及んでおり、死者、行方不明者は三百人をはるかに超える数となっております。

そこで、まず、政府として今次災害にいかに対応されたか、また今後緊急に取り組むべき施策をどう行っていくかという点に關してお尋ねしてまいりたいと思つております。

最初に激甚災害の指定についてであります。今回の集中豪雨の被害が災害対策基本法に言う激甚災害に当たるとは、いまさらここで指摘する必要もないでございましょう。政府は速やかに今次災害を激甚災害に指定すべきだと考へるのであります。総理の御見解を承りたいのであります。

また、国土庁長官は、すでに委員会審議を通じて激甚災害の指定をお約束なさつたと承つております。にもかかわらず指定がおこなれていないのは、指定までの事務処理に時間がかかるためと聞いて

昭和五十七年七月三十日 参議院會議録第二十四号 国務大臣の報告に関する件(昭和五十七年七月豪雨災害について)

六九八

おりますが、これは事実でありましょうか。

そうであるとするれば、きわめて重大な問題だと言わざるを得ません。被災地長崎のまず最初の要望はこの激甚災害の指定でありました。被災した自治体は一刻も早く災害の処理のため全力を尽くすのでありますが、当然財政的な制約がかかっています。これに対し国が早くバックアップの体制を整えるならば、自治体の対応の度合いもおのずからより迅速に、より積極的に行うことができるようになるでございましょう。にもかかわらず、一刻を争う災害への処理に対し、国の事務手続に時間がかかるために激甚災害の指定がこれという仕組みはいかがなものでありまして、この点についての総理並びに国土庁長官のお考えをお聞きしたいのであります。

次に、集中豪雨による土砂の堆積と道路の陥没は、九州の主要幹線道路及びその他の国・県・市町村道をまたぐに切り裂き、通行不能となっておりまして、道路交通の遮断は住民生活にさまざまな影響を与え、食糧の不足による物価の高騰、給水車、じんかい収集車等の通行不能などの状態を引き起こしております。また、御承知のとおり、夏から秋にかけてが集中豪雨の最も多い季節であります。復旧のおくれはより被害の拡大をもたらしかねません。したがって、再度の災害防止のために主要河川の改良普及、砂防対策、急傾斜地崩壊対策を早急に行う必要がおります。よって政府は、被災地に対しこれら公共事業の早期重点配分を行うべきであると思っておりますが、これを行う用意があるかどうか。

また、これを行うためには予備費を取り崩す以外にありませんが、それだけでは恐らく十分な改良復旧事業はできません。五十七年度の補正予算を組んで災害復旧関係の公共事業の大幅な増加を行う必要があると考えるのでありますが、総理、大蔵大臣はこの点についてどのように対処されるおつもりなのか、明確なる御答弁をいただきたいのであります。

次に、今回の水害によって中小企業者並びに農業従事者の方々は大きな痛手をこうむっております。特に、中小小売業者の商品並びに店舗施設は甚大な被害を受けているため、政府金融機関の特別融資、商品被害に対する救済措置をさらに拡充していただきたいのであります。また、被災した農家に對して、天災融資法の適用による天災資金の配分並びに自作農維持資金の災害特別枠の配分等について特段の配慮を行うべきであると考えておりますが、これらについて関係大臣の御答弁を承りたいと存じます。

次に、流失、損壊した家屋の再建を急ぐべきであります。とりあえず、いまなお体育館等に避難している関係住民のための仮設住宅の建設を行う必要があると考えますが、政府としてどのような対応しておられるのか、お尋ねいたします。あわせて、小中学校等の学校施設の被害も多大であり、その早期復旧によって第二学期の学校運営に支障を来さないようにすること。また、その後三度を超す炎暑の中で水道がいまなお不使えず、炊事も洗濯もままならぬ状況を強いられている主婦の皆さんの疲れはピークに達していると思われ、急の上にも緊急であると考えます。この面の徹底を期さねばなりません。対策をお聞きいたします。

次に、家屋を流された被災者の中で、高齢者世帯は家屋再建の能力を持たず、あるいは新築した住宅のローンの返済が始まったばかりのときに土砂崩れで家屋を失った方もおります。これらの方々の家屋の再建、修築等に対し特段の措置を講ずる必要があると考えるのでありますが、建設大臣はいかがお考えでありますでしょうか。

最後に、戦後四十年に至ろうとする今日まで、わが国は数々の水害を経験してまいりました。この間、防災対策に関して相当の成果を上げていたことを認めるのにやぶさかではございません。特に台風についてはそうでありました。しかし、今回のような局地的な集中豪雨による土石流、河川のはらんななどの災害への対応はいまなお十分であると言わざるを得ません。

特に、今回の災害の例をとりましても、人口の都市集中による都市生活圏の増大、急傾斜地への家屋の密集及び急速な乱開発、低平地への住宅地

域の拡大など都市水害の危険性は十分に指摘され得たはずであります。今後政府に課せられた大きな課題は、単なる治水工事の促進のみならず、国土開発、都市開発を進める上でいかに災害対策の面から考慮するか、突発災害に強い町づくりをいかに進めるかという点であると思っておりますが、今後の防災対策の基本姿勢を総理にお伺いいたしますのであります。

強力な台風や梅雨前線による今回のような豪雨は日本の宿命であり、毎年襲ってまいります。これらの災害に備え抵抗力をいかにつけるか、抜本的な対策の確立の必要性を訴えまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

〔国務大臣鈴木善幸君〕

先般、記録的な豪雨により長崎県を中心に各地で大きな被害を生じたことはまことに残念であります。政府といたしましては、現在応急対策の実施、早期復旧の推進に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

激甚災害の指定につきましては、その前提となる関係省庁の被害額把握を急ぎ、要件に該当する場合においては限り速やかに指定するよう最善の努力を払ってまいります。

次に、被災中小企業者に対する救済措置についてであります。政府は、すでに長崎、熊本、大分の三県において政府系中小企業金融三機関の災害貸付制度の発動を指示いたしております。この結果、被災中小企業者は通常の借入額とは別枠で災害復旧資金の借入れなどが可能となっております。

最後に防災対策の基本姿勢についてお尋ねがございましたが、わが国は台風常襲地帯、地震多発地帯に位置するなど、自然状況、気象的条件により自然災害に見舞われやすい状況にございます。このため、国土開発、都市開発を進めていく上では、このような国土の自然的条件に即応した配慮を行っていくことが特に重要であると考えており、今後これらの施策を強化してまいります。

残余の問題につきましては所管大臣から御答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣松野幸泰君登壇、拍手〕

〔国務大臣松野幸泰君〕

〇国務大臣(松野幸泰君) 激甚災害の指定については、目下関係省庁において鋭意被害状況の把握に努めているところであり、最終的な被害報告がまとまり次第検討することとしておりますが、特に中小企業関係については、被害が甚大でありまして、被害額が確定次第、指定手続をとるべく検討を進めております。

今回の災害により住宅をなくされ、自力では住宅を確保することができない方に対しては、災害救助法による救助として、応急仮設住宅を可能な限り設置することとしております。

現在までのところ被災地において伝染病の発生があったとの報告はありませんが、被災地におきましては、県の指示のもとに市町村が消毒の実施、総合的な防疫活動を進めておりまして、特に被害の大きい長崎県では隣接県、福岡県、佐賀県の応援を得て防疫対策に万全を期しているところであります。

被災を受けた小中学校については、第二学期からの教育に支障を来さないよう適切な措置を講ずるよう指導しており、また、公立学校施設の災害復旧については、早急に復旧費の補助等の必要の措置を講ずることとしております。

わが国は、台風常襲地帯、地震多発地帯に位置するとともに、平地に乏しく、沖積平野を中心として経済社会活動を営む宿命にあり、自然災害により被害が起きやすい状況にあります。国土開発を進めていく上では、このような国土の自然的条件に即応した防災事業の実施、土地利用規制など、防災上の配慮がきわめて重要であると考えております。(拍手)

〔国務大臣松野幸泰君登壇、拍手〕

〔国務大臣松野幸泰君〕

して、予算を配分して復旧の事業に取りかかりたいと、かように準備をいたしておる次第でございます。

道路等につきましては、長崎バイパスあるいは三十四号国道等につきましては相当程度の復旧が進められておることにつきましては、すでに御報告を申し上げたとおりでございます。

それから防災対策についての基本姿勢の問題でございますが、これはただいま総理大臣から御答弁がございました。要するに、元来自然的な条件が災害を起こしやすいのでございますが、都市化の進行がこの災害を非常に多発させ、また大きくしているわけでございます。したがって、国土開発、都市開発を進めるに当たりましては災害からの安全性の確保に配慮しながら進める、これが根本でございます。要するに新たに市街地をつくる場合には災害の発生に危険性のある区域を避ける、これが重点でございます。これを実施するためのいろいろな法的手段も講ぜられておりますので、この措置に従いまして総合的な意味での災害防止を進めてまいりたい、かように存じております。

それから住宅の問題についてお尋ねでございますが、返済能力のない高齢者などについてどうするかという点が一点であったと思っておりますけれども、住宅金融公庫法には、災害によりまして元利金の支払いが著しく困難となった場合には、償還期間、利率等貸付条件の変更措置を講ずることができるようになっておりますので、この制度によって善処するよう住宅金融公庫を指導してまいります。

それから被災者が住宅の建設または補修を行う場合につきましては、住宅金融公庫において一般の貸し付けよりも有利な貸付条件、金利が安いとか、それから据え置き期間があるとかいうような点で有利な災害復興住宅資金貸付制度という制度がございますので、これによってやらせるように公庫に通知をいたしたわけでございます。

それから被災者収容のための収容施設として公営住宅をつくるというふうなお話がございますれば、現地の計画を聞きまして、政府といたしま

してもできる限りの援助、御協力を申し上げる、かように考えております。

以上御答弁申し上げます。(拍手)

〔国務大臣中川一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(中川一郎君) このたびの豪雨災害に際しては、被災後直ちに担当課長及び係官を現地に派遣し、災害状況の把握に努めるとともに、緊急地区の応急工事、被災箇所等の復旧工法等について指導を行っているところでございます。

また、復旧事業については、事業主体の準備が整い次第、緊急査定を実施し、早期着工が図られるよう努めてまいります。

次に、今次豪雨による農作物被害についての天災融資法の発動及び自作農維持資金の融資については、目下被害状況の把握に努めているところであり、判明次第実情に即した適切な措置をとってまいります。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(河本敏夫君) 災害の財政措置をどうするかということですが、災害復旧の緊急課題であるということ、またその重大性にかんがみまして、災害復旧に支障のない財政措置を講ずるつもりでございます。

お尋ねの第二点は、中小企業の商品被害をどうするかというお話でございますが、これは災害貸付制度はすでに発動しておりますが、この制度が発動されますと、商品被害に対しては対応できることになっております。同時に、既往の貸付金の返済猶予に対しましては対応できることになっております。

以上でございます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(徳永正利君) 日程第二 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別

委員長横間知之君。

審査報告書

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年七月二十八日

災害対策特別委員長 横間 知之

参議院議長 徳永 正利殿

附則第一項の見出しを「(施行期日等)」に改め、同項中「施行する」を「施行し」、改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律の規定は、昭和五十七年七月十日以後に生じた災害に関して適用する」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたときに精神又は身体に著しい障害がある者に対して、見舞のため、市町村が、市町村と都道府県と国との負担の下に災害障害見舞金の支給を行う制度を設けようとするものであつて、妥当な措置と認めるが、施行期日等について所要の修正を行った。

一、費用

本法施行に要する経費としては、平年度約六千万円の見込みである。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十七年五月十四日

参議院議長 徳永 正利殿

衆議院議長 福田 一

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

災害弔慰金の支給等に関する法律

目次中「第三章 災害援護資金の貸付け(第八条、第十三条)」を「第三章 災害障害見舞金の支給(第八条、第十五条)」に改める。

第一条中「災害弔慰金」の下に「災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金」を加える。

第三条第一項中「この章の下に及び次章を加え、」を「行う」に改め、同条第三項中「生計維持の状況」を「生計維持の状況等」に改める。

第十三条中「第八条」を「第十条」に改め、同条を第十五条とし、第十二条を第十四条とし、第十三条を第十三条とし、第十条第二項中「こえない」を「超えない」に改め、同条を第十二条とし、第九条第一項中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「こえない」を「超えない」に改め、同条を第十一項とし、第八条第一項中「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「こえない」を「超えない」に改め、同条を第十項とし、第三章を第四章とする。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第八条 市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民(次項において「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。

2 災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり百五十万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内とする。

(準用規定)

第九条 第五条から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。

第六九九

昭和五十七年七月三十日 参議院會議録第二十四号

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案 昭和三十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

七〇〇

附則の次に次の別表を加える。

別表(第八条関係)

- 一 両眼が失明したもの
- 二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの
- 六 両下肢の用を全廃したもの
- 七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの
- 八 両下肢の用を全廃したもの
- 九 精神又は身体に著しい障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (厚生省設置法の一部改正)

第十二条第六号の二「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」を「災害弔慰金の支給等に関する法律」に改める。

「福間知之君登壇、拍手」

○福間知之君 ただいま議題となりました災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案について、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法は、衆議院災害対策特別委員長提出に係るものでありまして、その内容は、法律の題名を災害弔慰金の支給等に関する法律に改めるとともに、災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったときに著しい障害がある者に対して、市町村が一人当たり百五十万円を超えない範囲内で災害障害見舞金の支給を行うことができること

とし、その費用については市町村と都道府県が四分の一ずつを、国が二分の一を負担する制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、趣旨説明を聴取した後、別に質疑もなく、鈴木和美理事より、本法律案を昭和五十七年七月十日以後に発生した災害にさかのぼって適用するものとする各派共同提案の修正案が提出されました。

次いで討論に入りましたが、発言なく、修正案並びに修正部分を除く原案について順次採決の結果、いずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって本案は全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第三 昭和三十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長報告を求めます。地方行政委員長上條勝久君。

審査報告書

昭和三十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十七年七月二十九日

参議院議長 徳永 正利殿

地方行政委員長 上條 勝久

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公務員共済組合の年金の額につき恩給法等の改正内容に準じて引上げを図るほか、市町村職員共済組合の短期給付に係る財政調整事業の実施のための措置等を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、共済組合制度の充実を図るため、次の事項について善処すべきである。

一、長期給付に要する費用の公的負担分については、厚生年金等の負担と異なっている現状にかんがみ、公的年金制度間の整合性に配慮して検討を続けること。

一、短期給付に要する費用については、組合員負担の上限等について適切な措置を講ずるとともに、退職者の任意継続組合員期間については延長するよう検討すること。

一、共済年金の実施時期については、現職公務員の給与より一年一か月の遅れがあるので、遅れをなくすよう特段の配慮をすること。

一、退職年金等の最低保障額については、今後引上げを図り、年金からの既給一時金控除の方法等について検討すること。

一、遺族年金の給付水準を七十%とするよう努力すること。

一、地方公務員の保健、元氣回復その他厚生に関する事業の充実を図るよう配慮すること。
一、各共済組合及び連合会の業務の執行運営については、組合員の意思を十分反映できるよう、さらに努めること。
一、責任準備金の移換に関する方法について研究

すること。
右決議する。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
昭和五十七年五月十四日

参議院議長 徳永 正利殿

衆議院議長 福田 一

(小字及び一は衆議院修正)

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第六条の六」を「第六条の七」に、「第十三条の八」を「第十三条の九」に改める。

第六条の六の次に次の一条を加える。
(昭和五十七年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定)
第六条の七 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十六年三月三十一日以前の退職に係る年金(第五項の規定の適用を受けるものを除く)及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る年金(当該退職に係る地方公共団体の給与条列等の給料に関する規定につき昭和五十六年度に

係る年金(第五項の規定の適用を受けるものを除く)及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る年金(当該退職に係る地方公共団体の給与条列等の給料に関する規定につき昭和五十六年度に

において改正が行われた場合において、地方公共団体の給与に関する条例その他の規程の規定で一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十六号）附則第三項の規定に相当するものの適用により、当該期間内において、当該給与条例等の給与に関する規定の改正後の規定（これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）以下「新給与規定」という。）の適用を受けなければならない期間（以下「給料調整期間」という。）のある管理職員（同法附則第三項に規定する管理職員をいう。以下同じ。）に相当する者として政令で定める者に該当する者（昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで）の間において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和五十五年法律第九十五号）の俸給に係る昭和五十六年度における改正後の規定（以下「新俸給規定」という。）の適用を受けなければならない期間（以下「俸給調整期間」という。）のある管理職員に該当する者を含む。）であつた者（以下「給料調整適用者」という。）に係るものに限る。昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについては、同年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第六条の第三項後段の規定を準用する。

一 昭和五十五年三月三十一日以前の退職に係る年金 当該年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつて

いる新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額にその額が別表第十一の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額のうち新法の給料年額とみなされた額に係るものにつ

ては、その額が五百四万円を超える場合には、五百四万円）

二 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間の退職に係る年金 当該年金の額（その額につき年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合は、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつて

いる新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額（当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定につき昭和五十五年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に関する規定（これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）以下この号において同じ。）の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者（当該改正前の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。）に係る年金については、当該退職の日（その者について当該改正後の給与条例等の給料に関する規定が適用されていたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額）にその額が別表第十一の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額のうち新法の給料年額に係るものについては、五百四万円）を超える場合には、五百四万円）

三 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る年金で給料調整適用者に係るもの 給料調整期間（管理職員であつた者にあつては、俸給調整期間）に係る新法第二項第一項第五号に規定する給料について新給料規定（管理職員であつた者にあつては、新俸給規定）の適用を受けていたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき新法の給料年

額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額

2 第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定による年金額を改定された新法の規定による退職年金又は減額退職年金で、その改定年金額の算定の基礎となつて

いる新法の給料年額とみなされた額が四百六十六万二千四百円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、前二項の規定による改定年金額と前二項の規定の適用がないものとした場合における年金額との差額の三分の一に相当する金額（その金額が第一号に掲げる年金額と第二号に掲げる年金額との差額に相当する金額を超えるときは、その差額に相当する金額）の支給を停止する。

4 前二項の規定による改定年金額の算定の基礎となつて

員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、同日以前の退職に係る通算退職年金（第六項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金（給料調整適用者に係るものに限る。）をいう。第四項において同じ。昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについては、同年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十三万三千七百六十六円

二 通算退職年金の仮定給料（次のイ、ロ又はハに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十五年三月三十一日以前の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額にその額が別表第十一の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額が五百四万円を超える場合には、五百四万円）を十二で除して得た額

ロ 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基礎となつて

昭和五十七年七月三十日 参議院會議録第二十四号

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

七〇二

給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。に係る通算退職年金については、当該退職の日におけるその者について当該改正後の給与条列等の給料に関する規定が適用されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料)に十二を乗じて得た額にその額が別表第十一の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額が五百四万円を超える場合には、五百四万円)を十二で除して得た額

ハ 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金で給料調整適用者に係るもの給料調整期間(管理職員であつた者にあつては、俸給調整期間)に係る新法第二条第一項第五号に規定する給料について新給料規定(管理職員であつた者にあつては、新俸給規定)の適用を受けていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「次条第一項の」と、「次項第一号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた前条第二項第一号」と、「前項第二号」とあるのは「次条第一項第二号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「次条第一項の

規定及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替へるものとする。

3 第一条第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の改定について準用する。

4 昭和五十六年三月三十一日以前の通算退職年金等に係る通算退職年金で昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについては、同年五月分以後、その額を、当該通算退職年金を通過退職年金とみなして前三項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

5 第一項から第三項までの規定により年金額を改定された通算退職年金で、その算定の基礎となつてゐる第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額が四百六十六万二千四百円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、これらの規定による改定年金のうち同号に規定する通算退職年金の仮定給料に係る部分の額とこれらの規定の適用がないものとした場合における年金のうち前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料(第一項第二号又はハに掲げる通算退職年金にあつては、当該通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる給料)に係る部分の額との差額の三分の一に相当する金額(その金額が第一号に掲げる年金額と第二号に掲げる年金額との差額に相当する金額を超えるときは、その差額に相当する金額)の支給を停止する。

一 第一項から第三項までの規定による改定

年金額

二 第一項から第三項までの規定による改定年金額に係る第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料が三十四万六千八百六十六円であるとしてこれらの規定により年金額を改定するものとした場合における改定年金額

6 前各項の規定は、沖縄の通算退職年金等で昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについて準用する。

第十一條中「第六條の六」を「第六條の七」に改める。

第十二條中「国」を「政令で定めるところにより、国」に改める。

第十三條の五第一項中「第十三條の八」を「第十三條の九」に改める。

第十三條の八第一項中「新法の規定による」の下に「地方議會議員の」を加へ、同條の次の一條を加へる。

(昭和五十七年度における地方議會議員共済会の年金の額の改定)

第十三條の九 地方議會議員であつた者に係る新法の規定による地方議會議員の退職年金等のうち昭和五十五年五月三十一日以前の退職に係る年金及び地方議會議員であつた者に係る施行法第四十二條の二に規定する互助年金

別表第十一(第六條の七、第十條の七関係)

給料	年額	率	金額
一、二八〇、〇〇〇円未満のもの	一・〇五五	〇円	
一、二八〇、〇〇〇円以上四、六三三、三三三円未満のもの	一・〇四五	一一、八〇〇円	

金で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについては、同年五月分以後、その額を、その者が引き続き昭和五十五年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議會議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額(同日において適用されていた地方議會議員共済会の定款で定めらる標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額に三・七を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。)に十二を乗じて得た額を新法第六十一條第二項に規定する標準報酬月額とみなし、新法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、施行法第四十二條の三第一項又は第四項の規定により支給される年金たる共済給付金について準用する。

3 第一条第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第十七條中「第十條の六」を「第十條の七」に、「第十三條の八」を「第十三條の九」に改める。

別表第十の次に次の一表を加へる。

四、六二二、二二三円以上五、〇六一、五三九円未満のもの	一・〇〇〇	二二〇、八〇〇円
五、〇六一、五三九円以上一三、五五三、八四七円未満のもの	〇・九七四	三三二、四〇〇円
一三、五五三、八四七円以上のもの	一・〇〇〇	〇円

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第百十四条第三項中「四十二万円」を「四十四万円」に改める。

第百二十三条第二項中「組合員」を「組合員を代表する者」に改める。

第百四十四条の十一第四項中「四十二万円」を「四十四万円」に改める。

附則第三条の二第二項中「以下」を「次項において」、「起算して八年を経過する日」を「運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日」に改め、同条第二項中「起算して八年を経過する日」を「組合会の運営状況を勘案して政令で定める日」に改める。

附則第五条の次に次の一条を加える。

(指定都市職員共済組合の設立の特例)

第五条の二 昭和五十七年四月一日以後に地方自治法第二百五十二條の十九第一項の規定により指定された指定都市の職員については、

当分の間、第三条第一項第五号の規定は、適用しない。この場合において、当該職員は、引き続き指定都市以外の市の職員であるものとみなして、同項及び同条第二項の規定を適用する。

附則第十四条の三を附則第十四条の四とし、附則第十四条の二の次に次の一条を加える。

(市町村職員共済組合の短期給付に係る財政調整事業)

第十四条の三 市町村職員共済組合連合会は、

第二十七条第二項各号に掲げる事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、市町村職員共済組合の短期給付(第五十四条に規定する短期給付を除く)の掛金に係る不均衡を調整するための交付金(第四項において「調整交付金」という)の交付の事業その他市町村職員共済組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができる。

2 市町村職員共済組合連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、次に掲げる預託金の運用収入又は拠出金をもつて充てるものとする。

一 市町村職員共済組合からの市町村職員共済組合連合会に対する預託金の運用収入

二 市町村職員共済組合からの市町村職員共済組合連合会に対する拠出金

3 市町村職員共済組合は、政令で定めるところにより、短期給付に係る業務上の余裕金のうちから前項第一号の預託金を市町村職員共済組合連合会に預託し、又は同項第二号の拠出金を市町村職員共済組合連合会に拠出する

ものとする。

4 調整交付金の交付を受ける市町村職員共済組合に係る第百三十三条第一項第一号及び第二項第一号並びに第百四十四条第二項の規定の適用については、当該調整交付金は、掛金とみなす。

5 前三項に規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第四十条の二を削り、附則第四十条の三を附則第四十条の二とする。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項第五号中「昭和五十六年法律第三十六号」を「昭和五十七年法律第号」に改める。

第十四条の二中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改める。

第二十九条の二第一項第一号中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改め、同項第二号中「五十六万八千八百円」を「五十九万二千七百円」に改める。

第四十一条第一項中「百二十三万六千円」を「百三十二万二千円」に改め、同条第二項中「百二十三万六千円」を「百三十二万二千円」に、「百十四万円」を「百二十二万四千円」に改める。

第百三十二条の十八中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改める。

第百三十二条の二十六第一項第一号中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改める。

第百三十二条の二十六第一項第一号中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改める。

第百三十二条の二十六第一項第一号中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改める。

四万九千円」を「七十九万二千円」に改め、同項第二号中「五十六万八千八百円」を「五十九万二千七百円」に改める。

第百三十二条の四十第二項及び第三項中「新法第百四十四条の三第一項」を「政令で定めるところにより、新法第百四十四条の三第一項」に改める。

附則に次の一項を加える。

5 昭和五十七年五月分以後の第百三十二条の三十九第一項の規定により地方職員共済組合が支給すべき昭和五十六年法律第七十三号による改正前の新法第百九十八条各号に掲げる給付で年金であるものの額については、第百三十二条の四十第一項中「行われた場合」とあるのは、「行われた場合(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第号)による改正後の昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の規定により組合員であつた者に係る新法の規定による年金の額の改定が行われた場合を含む。）」として、同条の規定を適用する。

別表第二中「三、三七二、八〇〇円」を「三、五八六、四〇〇円」に、「二、二八二、八〇〇円」を「二、四三〇、四〇〇円」に、「一、五八一、八〇〇円」を「一、六八六、四〇〇円」に改め、同表の備考三中「十三万二千円」を「十四万四千円」に、「九万円」を「九万六千円」に改める。

宇都宮徳馬君	松尾 官平君	斎藤 十朗君	古賀雷四郎君
井上 孝君	板垣 正君	小林 国司君	上田 稔君
岩本 政光君	山本 富雄君	山崎 竜男君	町村 金五君
谷川 寛三君	山 雅也君	西村 尚治君	楠 正俊君
降矢 敬雄君	降矢 敬義君	山内 一郎君	加藤 武徳君
福島 茂夫君	下条進一郎君	藏内 修治君	木村 睦男君
堀内 俊夫君	平井 卓志君	小澤 太郎君	植木 光教君
林 道君	安孫子藤吉君	増岡 康治君	真鍋 賢二君
遠藤 要君	長谷川 信君	美濃部亮吉君	山田耕三郎君
戸塚 進也君	河本嘉久蔵君	中山 千夏君	福田 宏一君
金井 元彦君	片山 正英君	仲川 幸男君	名尾 良孝君
嶋崎 均君	中村 太郎君	梶原 清君	川原新次郎君
中西 一郎君	松垣徳太郎君	関口 恵造君	田沢 智治君
八木 一郎君	田中 正巳君	村沢 牧君	熊谷 弘君
白井 莊一君	源田 実君	亀長 友義君	金丸 三郎君
安田 隆明君	藤田 正明君	衛藤征士郎君	岩崎 純三君
北 修二君	竹内 深君	伊江 朝雄君	後藤 正夫君
成相 善十君	林 寛子君	秦野 章君	鳩山威一郎君
村上 正邦君	松浦 功君	福岡日出磨君	宮田 輝君
森山 眞弓君	田代由紀男君	佐々木 満君	目黒今朝次郎君
井上 裕君	江島 淳君	寺田 熊雄君	石本 茂君
大木 浩君	岡部 三郎君	鈴木 省吾君	長田 裕二君
高平 公友君	遠藤 政夫君	内藤善三郎君	土屋 義彦君
藤井 裕久君	野呂田芳成君	村田 秀三君	野田 哲君
高橋 圭三君	大島 友治君	初村滝一郎君	世耕 政隆君
亀井 久興君	上條 勝久君	原文兵衛君	岩動 道行君
斎藤栄三郎君	夏目 忠雄君	玉置 和郎君	対馬 孝且君
山東 昭子君	梶木 又三君	小谷 守君	本岡 昭次君

鈴木 和美君	山田 譲君
下田 京子君	大森 昭君
松前 達郎君	穂山 篤君
近藤 忠孝君	勝又 武一君
安恒 良一君	吉田 正雄君
安武 洋子君	佐藤 昭夫君
広田 幸一君	矢田部 理君
志苦 裕君	福岡 知之君
粕谷 照美君	片山 甚市君
斎脱タケ子君	山中 郁子君
片岡 勝治君	宮之原貞光君
竹田 四郎君	山崎 昇君
立木 洋君	神谷信之助君
小山 一平君	小野 明君
川村 清一君	西ヶ久保重光君
戸叶 武君	小笠原貞子君
市川 正一君	瀬谷 英行君
青木 新次君	赤桐 操君
小柳 勇君	阿具根 登君
藤田 進君	上田耕一郎君
内閣総理大臣	鈴木 善幸君
大蔵大臣臨時代理	河本 敏夫君
厚生大臣	森下 元晴君
農林水産大臣臨時代理	中川 一郎君
運輸大臣	小坂徳三郎君
建設大臣	始岡 伊平君

自治大臣 世耕 政隆君
 国務大臣 松野 幸榮君
 (国土庁長官)

議長の報告事項

去る十六日次の本院提出案を衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(第九十五回国会参第一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員秦豊君提出航空事故調査委員会設置法の解釈と運用の実態に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員宮屋武真榮君提出沖縄の米軍基地をめぐる疑惑に関する質問については、慎重に検討する必要がある、これに日時を要するため、七月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
 官職名 官職名
 総理府恩給局長 島村 史郎君 (退職) 昭五七・七・六
 自治大臣官房会計課長 沢田 秀男君 自治大臣官房総務課長 同

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者

昭和五十七年七月三十日 参議院會議録第二十四号 議長の報告事項

を第九十六回国会政府委員に任命することを承認した。

總理府恩給局長 藤井 良二君
自治大臣官房審議官 田中 曉君

同日内閣總理大臣から議長宛、總理府恩給局長藤井良二君外一名同日議長承認を第九十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十七日次の質問主意書を内閣に転送した。
教科書検定に関する質問主意書(喜屋武眞榮君提出)

去る十九日議長は、さきに逝去された議員江藤智君に対し次の弔詞を贈呈した。

参議院はわが民主政治発展のため力を尽くされ特に院議をもつて永年の功勞を表彰せられさきに運輸委員長の要職に就かれた閣下大臣としての重任にあたられました議員正三位勲一等江藤智君の長逝に対しつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

同日内閣總理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
農林水産大臣官房審議官	戸田 博愛君	関東農政局長	昭五七・七・六

去る二十日内閣を経由して公害等調整委員会委員長から、公害等調整委員会設置法第十七条の規定

に基づく昭和五十六年度公害等調整委員会年次報告書を受領した。

去る二十二日議員から次の質問主意書が提出された。

防衛費の枠に関する質問主意書(黒柳明君提出)
去る二十三日全国選出議員丸茂重貞君が逝去された。

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員喜屋武眞榮君提出教科書検定に関する質問に対する答弁書

去る二十四日議員から次の質問主意書が提出された。

東京都市計画一団地(霞ヶ関団地)の官公庁施設についての都市計画の見直しに関する再質問主意書(二宮文造君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

防衛費の枠に関する質問主意書(黒柳明君提出)
去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

補欠

成相 善十君

通信委員

辞任

成相 善十君

懲罰委員

補欠

補 正俊君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

下田 京子君

補欠

近藤 忠孝君

同日議長は、去る九日逝去された国立国会図書館長植木正張君に対し次の弔詞を贈呈した。

参議院はさきに本院事務総長として議院の運営に貢献せられました国立国会図書館長三位勲

一等植木正張君の長逝に対しつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

去る二十七日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

曾久保重光君

補欠

佐藤 三吾君

和泉 照雄君

原田 立君

近藤 忠孝君

下田 京子君

一昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

中村 禎二君

補欠

川原新次郎君

商工委員

辞任

川原新次郎君

補欠

中村 禎二君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

佐藤 三吾君

補欠

吉田 正雄君

松本 英一君

片山 基市君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

災害対策特別委員会

理事 鶴岡 洋君 (和泉照雄君の補欠)

同日議員市川正一君外三名から委員会審査省略要求書を附して次の議案が提出された。

議長不信任決議案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

ブロック米通商代表書簡にある通商産業省が作成したとされる市場開放対策に関する首相談話の案文を指示する添付文書に関する質問主意書(市川正一君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

東京都市計画一団地(霞ヶ関団地)の官公庁施設についての都市計画の見直しに関する再質問主意書(二宮文造君提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(衆第二四号) 審査報告書

同日議長は、ライフ・デイズダレウィッチ・ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国連邦議会議長より次の見舞電報を受け受した。

私どもは、長崎及び南西日本一帯が、今回の大

災害で重大な打撃を受け、多くの人命が奪われ、惨禍をこうむつたとの恐るべきニュースに接し、深く心を痛めております。私どもの心からの悲しみの気持ちをお汲みとり下さるとともに、住民の皆様や被災者の方々に、私どもの深い同情の念をお伝え下さい。

昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

板垣 正君

熊谷 弘君

地方行政委員

辞任

補欠

初村滝一郎君

岡部 三郎君

玉置 和郎君

村上 正邦君

佐藤 三吾君

福岡 知之君

和泉 照雄君

塩出 啓典君

外務委員

辞任

補欠

木島 則夫君

小西 博行君

大蔵委員

辞任

補欠

塩出 啓典君

和泉 照雄君

文教委員

辞任

補欠

小西 博行君

木島 則夫君

社会労働委員

辞任

補欠

関口 恵造君

田原 武雄君

村上 正邦君

玉置 和郎君

農林水産委員

辞任

補欠

熊谷 弘君

板垣 正君

田原 武雄君

関口 恵造君

岡部 三郎君

初村滝一郎君

通信委員

辞任

補欠

福岡 知之君

佐藤 三吾君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

吉田 正雄君

苗ヶ久保重光君

片山 甚市君

松本 英一君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

地方行政委員会

理事 山田 謙君 (山田謙君の補欠)

同日委員長から次の報告書が提出された。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五四号)審査報告書

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 昭和五十七年七月九州地方の集中豪雨による被害の実情調査

一、派遣委員

福岡 知之 熊谷 弘

鈴木 和美 鶴岡 洋

田代由紀男 下田 京子

伊藤 郁男

一、派遣地 長崎県 熊本県

一、期間 八月二日及び三日の二日間

一、費用 概算五九四、〇〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第八十条の二により承認を求めます。

昭和五十七年七月二十九日

災害対策特別委員長 福岡 知之

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議長 徳永 正利殿

航空事故調査委員会設置法の解釈と運用の実態に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十七年五月十一日

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議長 徳永 正利殿

航空事故調査委員会設置法の解釈と運用の実態に関する質問主意書

去る二月九日午前、羽田空港へ進入降下中の日本航空DC8型機が、同空港沖三百メートルの海上に墜落した。航空事故調査委員会設置法(以下「設置法」という。)が、昭和四十九年一月十一日に施行されて以来、最初の本格的な航空事故(以下「本件事故」という。)である。航空事故調査委員会(以下「委員会」という。)も、設置法の定める手続きに従い、鋭意、事故の原因究明に当たられていることと拝察される。

一方、委員会発足以来の活動をみるに、設置法立法の趣旨が十分に生かされていないという前提で、本件事故に先立つ昭和五十五年九月七日、宮城雅子氏を代表幹事とする航空法調査研究会から「航空事故防止のための提言」——事故調査を中心として——(以下「宮城提言」という。)が、運輸大臣に手渡され、また委員会等各方面に送付されているとも聞いている。

そこで、本件事故の原因究明中という時期をあえてとらえて、設置法の解釈と運用の実態につき、本件事故の調査及び宮城提言を媒介にして、以下、運輸大臣及び委員会の御見解をあらかじめ承つておきたい。

一 委員会の設置が、設置法第一条の「航空事故の防止に寄与すること」という目的を実現し得ているや否やの要件は、したがつて、憲法第七十三条第一号の規定するが如く、設置法が誠実

昭和五十七年七月三十日 参議院會議録第二十四号 質問主意書及び答弁書

に執行されているや否やの要件は、設置法第三条第二号の「勧告」及び同第三号の「建議」が行われているや否やということなのか、その他右要件の具体的内容を明らかにされたい。

二 「委員会を運輸省に置く」と規定した設置法第二条が、たとえば、土地収用法第五十一条の如く、「運輸大臣の所轄の下に設置する」となっている場合とでは、組織法上どのような相異があるのか、具体的に明らかにされたい。

三 宮城提言によれば、委員会発足以来、設置法第三条第二号にいう勧告及び同第三号にいう建議が行われたことがなく、また同じく同第四号にいう調査研究が行われたと発表されたこともないとのことであるが、

(1) 右勧告、建議及び調査研究が行われなかった理由は何か、それぞれ示されたい。

(2) 委員会の勧告、建議及び調査研究に係る各能力は、どのようにして確保されてきているのか、人的構成・調査研究施設その他具体的に明らかにされたい。併せて、それら能力が必要十分なものであるとする根拠を示されたい。

(3) ところで、委員会運営規則(以下「運営規則」という。)第七条によれば、事故原因の究明は「航空事故を生ずるに至つた要因の排除」に資するに足るものでなければならぬことになるのか。逆に、右要因の排除に資するに足らない「事故原因の究明」のレベルでは、事故原因を究明したことになるかと解してよいのか。

(4) 右要因の排除は、委員会の勧告によつて始動するものなのか。要因の排除に至る手続きを明らかにされたい。

(5) 宮城提言によれば、航空法第七十六条第一項各号に掲げる事故(設置法第三条第一号)以外の事案であつても、右勧告、建議、あるいはそのための調査研究に必要なものの通報を受け入れるべきシステムの必要性が示されているが、

(1) 設置法や運営規則には、右通報受入に関する規定がないが、なぜか。

(2) 右通報は、航空行政総体としては、現実によどのよう処理されているのか、根拠規定を挙げ、その処理の実態を明らかにされたい。

(6) 宮城提言によれば、少なくとも空港の消防

能力の拡充、ハイドロ・ブレイキング現象及びウインドシアについては、建議されるべく調査研究がなされるべきことが示されているが、

(1) 右三点のうち、調査研究の必要を認めないというものがあれば、その理由を各々明らかにされたい。

(2) 右三点のうち、調査研究の必要を認めるものがあるが、委員会にそれを担う能力がないというのであれば、その理由を各々明らかにされたい。

(3) 右三点の調査研究につき、運営規則第六条により部会が置かれているものがあれば、その設置年月日をそれぞれ明らかにされたい。

(4) 設置法第三条第四号にいう調査研究を、委員会外の機関等にその全部又は一部を委任する、又は同機関等と共同で行うことにつき、設置法又は運営規則に何ら規定されていないが、なぜか。

(5) 宮城提言によれば、アメリカ連邦規則 Title 49 Part 831.31 を例にひいて、委

員会が一方的に勧告を出すだけでなく、逆に、何人からの勧告も受け入れ、且つ、これを公開情報の中に含めるべきことが示されているが、設置法又は運営規則には、このような手続きが定められていないが、なぜか。

四 本件事故の場合、設置法第四条に係る職権行使の独立性は、その阻害要因からどのようにして確保されているか。

五 委員会の委員長及び委員について、

(1) 委員長及び委員の専門とする領域を明らかにされたい。また、このうち、設置法第五条第四項にいう委員長職務代理は誰か。

(2) 本件事故に係る設置法第二十条の規定する報告書作成前に任期の到来する委員長及び委員は、責任の継続性からして、再任されることになるのか。

六 設置法第十二条、同法施行令第一条及び運営規則第十一条の規定する専門委員について、

(1) 設置法第十二条第一項の規定では、専門委員が設置法第三条第三号の「建議」に必要な同第四号の「調査研究」を行い得たにもかかわらず、設置法施行令第一条や運営規則第十一条では、当該航空事故に専門委員の所掌を制限

した理由及び設置法上の根拠規定は何か。

(2) 専門委員は、国家公務員法第二条第二項にいうところの一般職か。

(3) 本件事故を除き、委員会発足後現在に至るまで、専門委員が任命されたことがあるのか。どのような事故においてか。

(4) 本件事故において、専門委員が任命されていれば、その現職名及び担当することになる専門事項を、各専門委員毎に明らかにされたか。

七 設置法第十四条第二項は、委員会事務局に所属する航空事故調査官につき規定するが、

(1) 現在の航空事故調査官の専門領域（たとえば、運管規則第四十三条第二号の別）を明らかにされたい。また、このうち、首席事故調査官として指名されたものは誰か。

(2) 航空事故調査官の任命権者は、運輸大臣か。根拠となる規定は何か。

(3) 右において、専門委員任命におけるが如き委員会の意思は、どのような手続きにより反映されるのか。根拠となる規定は何か。

(4) 設置法案に係る衆議院附帯決議にある「航空事故調査官の事故調査能力の向上」は、どのようにして確保されているか。

のようにして確保されているか。

(5) 設置法立法時、航空事故調査官に係る研修制度を十分活用し、予算としては二名を四週間ほど米国NTSB（国家交通安全委員会）へ派遣して研修を行わせることは考えているとの答弁であつたが、委員会発足後現在に至るまで、右NTSBでの研修は、現実にどのように行われてきたのか、具体的に明らかにされたい。

八 設置法案に係る衆議院附帯決議に「航空事故調査委員会の予算及び定員については、航空事故調査が円滑に実施できるよう十分に配慮すること。」とあるが、

(1) 右附帯決議に基づき、現在に至るまでの実施状況を明らかにされたい。

(2) 委員会の経費（事故調査費）として予備費が用いられたことがあるか。いかなる事故においてか。

(3) 本件事故の調査には、予備費からの支出も行われるのか。

(4) 委員会発足以来現在まで、右衆議院附帯決議は遵守されてきたといえるのか。

九 本件事故の調査は、どのような契機により開始されたのか、その経緯を運管規則第八条及び設置法第十六条に従い即事的に明らかにされたか。

十 運管規則第六条により本件事故につき、部会が置かれていれば、部会に所属すべき委員及び専門委員は誰か、部会毎に明らかにされたか。

十一 運管規則第十条により、本件事故の調査に当たり指名された調査官及び主管調査官はそれぞれ誰か。

十二 運管規則第十九条によれば、事実調査の方法等については、委員会が別に定めるものがあるようであるが、現在までにどのようなものが別に定められているのか、そのすべてにつき標目及び制定年月日を明らかにされたい。

十三 本件事故に係る設置法第十七条の運輸大臣の援助について、次により明らかにされたか。

(1) 第一項により委員会が運輸大臣に求めた援助の内容は何か。

(2) 第二項により運輸大臣がその職員に行わせた処分の内容は何か。

(3) 第三項により運輸大臣がとつた適切な措置

の内容は何か。

(4) 第四項により運輸大臣がその職員に行わせた処分の内容は何か。

十四 本件事故の調査に関し、設置法第十八条により委員会が、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、協力を求めているのであれば、求めた協力及び得られた協力の各内容につき、各関係行政機関又は関係地方公共団体毎に明らかにされたい。

十五 運管規則第二十三条は、設置法第十九条第一項を受けて、原因関係者の意見陳述機会付与について規定するが、

(1) 設置法第十九条第一項の立法の趣旨は、原因関係者の利益保護とそれに伴う委員会の判断の公正さの確保ということではなかつたのか。どういふことだつたのか。

(2) 原因関係者が刑事訴訟法等の手続きにより身柄を拘束されている場合の扱いが必ずしも定かではないが、このような場合に意見陳述機会の付与をどのようにして確保すれば、右立法の趣旨が達成されていることになるのか。

(3) 聴聞会で公述しようとする者に対しては、

昭和五十七年七月三十日 参議院会議録第二十四号 質問主意書及び答弁書

運営規則第二十六條第二項により、事前に当該事故に係る事実調査に関する報告書の案を閲覧する機会が付与されているが、原因関係者の意見陳述に対しては、立法時の答弁とは異なり、どうして右閲覧又はそれ相当の規定が運営規則にもうけられなかったのか。

十六 運営規則第五章は、設置法第十九條第二項を受けて、聴聞会開催に関する諸手続きにつき規定しているが、

(1) 委員会発足後現在に至るまでに聴聞会が開催されたことがあるか。どのような事故の場合だったのか。

(2) 原因関係者も、公述人となることができるのか。

(3) 事実調査に関する報告書の案について、刑事訴訟法等の手續きにより身柄を拘束されている原因関係者の閲覧は、どのように扱われるのか。

(4) 本件については、聴聞会を開催することになるのか。右開催は設置法第十九條第二項によるのか、同第三項によるのか、理由を付して明らかにされたい。

十七 設置法第二十四條は、航空事故調査への協

力者に対する不利益取扱いの禁止について規定しているが、

(1) これは訓示規定か。

(2) 右規定にある「何人」には、法人は含むのか。なぜか。

(3) 現実に不利益な取扱いを受けた場合、右規定はどのようにして救済規定となり得るのか。誰に対して効力を有する規定なのか。

(4) 委員会や運輸大臣は、航空事故調査に協力した者に対して、そのことにより不利益な取扱いを受けぬよう、どういう形で配慮するのか。またその根拠となる規定は何か。

(5) 右不利益取扱いの禁止が、原因関係者に対する場合を排除するものであれば、その理由を根拠を付して明らかにされたい。

(6) 右不利益が、刑事処分や行政処分を排除するものであれば、その理由を根拠を付して明らかにされたい。

(7) 運営規則には、設置法第二十四條を受けた規定が置かれていないが、なぜか。

(8) たとえば、運営規則第十八條では、現場調査により知り得た事実を発表する場合、右不利益取扱いの禁止は、どのように扱われるのか。

か。

(9) 右第十八條において、発表できない場合につき制限列挙し、それ以外はすべて発表しなければならぬという条文構成にしかかった理由は何か。

十八 設置法第十五條の規定による委員会の、及び同第十七條の規定による運輸大臣の各職権の行使は、同第二十五條の罰則の存在という間接強制により確保されることになっているが、

(1) 証拠物件の確保や現場の保全について、直接強制という手段が委員会や運輸大臣に用意されなかったのは、いかなる理由によるのか。

(2) たとえ、罰金を課されてもなお、関係者の協力が得られなかった場合、右職権の行使はどのようにして確保されるのか、設置法第十五條第二項各号毎にそれぞれ明らかにされた。行政代執行によることになるのか。

(3) 航空事故調査に係る証拠物件として、先任航空交通管制官が保管する航空交通管制通信記録など運輸大臣の所管下にあるものがあれば、委員会からの請求の有無にかかわらず、物理的に不可能な場合を除きただちに、運輸

大臣には提出させるべき義務があるのではないのか。右義務がないのであれば、その理由を根拠を付して明らかにされたい。

(4) 航空法第六十一條の二第二項により、FDR（飛行記録装置）やCVR（操縦室用音声記録装置）の航空機への搭載を義務づけたのは、専ら航空事故の原因究明に資するのが趣旨であつて、それ以外ではないのであるから、航空事故発生以降それらの管理権は、憲法第二十九條第二項に係る公共の福祉のため、事故調査終了後まで一時的に、所有権者から委員会に移動するものとしてよかつたのではないのか。なぜ、これを制度的に保障しなかつたのか。

(5) 委員会や運輸大臣の右職権行使は、刑事捜査に係る職権行使と競合することになるが、これはどういう原理でどのように調整解決されているのか、具体的に明らかにされたい。

(6) 海難審判では、審判先行主義とはいわないうまでも、事実上審判の結果をまつて、刑事・民事手続が進行しているのではないのか。とすれば、その理由は何か。

(イ) 日本の航空安全行政が範とする米国では、事故調査が刑事・民事手続きに先行しているのではないのか。

(6) 委員会による航空事故調査に限り(航空事故を生ずるに至つた要因の排除に資する原因究明が不能となる事態)があるとすれば、それを規定する要因は何か、そのすべてを具体的に明らかにされたい。

(7) 委員会による原因究明は、それが設置法第二十条に係る報告書となつて公表されても、司法権にいう既判力が生ずるわけではないので、委員会の判断で再調査することが法律上可能ではないのか。不可能であるとすれば、その根拠規定を示されたい。

十九 宮城提言は、事故調査機関からの情報の公開(知る権利の保障)についても、航空事故調査の事実に関する情報等の公開及び軍用航空機事故の調査の公開の二つに分けて提示しているが、

(1) 航空事故調査の事実に関する情報等の公開として、更に、すべての情報の原則的公開、何人に対しても公開及び手続きの三つに分けて詳論されているが、これら三つの提言のうち、

ち、制度として実現するのが適正かつ合理的でないと思われるものがあれば、その各々につきその理由を根拠を付して明らかにされたい。

(2) 軍用航空機事故の調査の公開として、更に、報告書発表の義務、地上被害をともなう事故の調査及び在日米軍機事故の調査についての合意内容の公開の三つに分けて詳論されているが、これら三つの提言のうち、制度として実現するのが適正かつ合理的でないとされるものがあれば、その各々につきその理由を根拠を付して明らかにされたい。

二十 昭和五十五年九月七日に運輸大臣に手渡された宮城提言は、その後運輸省の事務レベルでどのように扱われ処理されているのか、現在に至るまでの処理の経緯につき具体的に明らかにされたい。

右質問する。

昭和五十七年七月十六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員衆議院議員提出航空事故調査委員会設置

法の解釈と運用の実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員衆議院議員提出航空事故調査委員会設置法の解釈と運用の実態に関する質問に対する答弁書

一について

航空事故調査委員会(以下「委員会」という。)の任務は、航空事故の原因を究明するための調査を適確に行い、航空事故の防止に寄与することである。

委員会は、昭和四十九年一月十一日に発足後、昭和五十七年七月十三日までに三百七十六件の航空事故調査を行い、このうち三百五十九件について航空事故調査報告書を作成し、これを運輸大臣に提出し、及び公表する等航空事故の防止に寄与している。

二について

「委員会を運輸省に置く」という規定は、運輸省の管轄下に委員会を設置するという意味である。また、「所轄」という語は、行政事務を分担管理する各大臣とその管轄下にある行政機関との間の関係を表すときに用いられ、当該機関の

独立性が強いものについて用いられている場合が多い。

三について

(1) 現在まで勧告又は建議が行われていないのは、航空事故の発生後、速やかに運輸大臣等において所要の措置が講ぜられることもあり、勧告又は建議を行うべき現実の必要性が認められなかつたためである。

なお、委員会は、航空事故調査報告書において所見を示し、航空機の安全運航に関して関係方面の注意を喚起することも行っている。

調査研究については、従来から随時行つているところであり、現在、軽双発機の片発不作動時状態での飛行特性に関する調査研究等の作業を進めているところである。

(2) 委員会においては、各専門分野にわたる航空事故調査官等の配置、各種の研修及び走査電子顕微鏡等調査用器材の整備等必要な能力の確保に努めてきているところである。

(3) 及び(4) 航空事故調査は、航空事故の原因の究明を行うことが肝要であり、もつて航空事故を生ずるに至つた要因の排除に資し、航空

昭和五十七年七月三十日 参議院會議録第二十四号 質問主意書及び答弁書

事故の防止を図るものである。

(5) 航空法第七十六条第一項各号に掲げる事故以外の事態については、委員会による調査よりも、一般の行政組織の下で直ちに原因を究明して再発防止のための施策を迅速に講ずるべきものであり、航空法第七十六条の二の規定等に基づき処理している。

(6)(イ) 御質問の件については、調査研究の必要性が認められないものはないと考える。

(ロ)及び(ニ) 御質問のような事実はない。

(7) 航空事故調査委員会設置法(以下「設置法」という。)又は航空事故調査委員会運営規則(以下「運営規則」という。)において特に規定は置かれていないが、一般的に委託研究調査等は、認められるものである。

(8) 設置法又は運営規則において特に規定はないが、委員会は、関係方面からの意見等を必要に応じて参考としてきているところである。

四について

設置法第四条の規定により、委員会の委員長及び委員は、その職権を行使するに当たつて独立性が確保されている。

五について

(1) 委員長の専門領域は、動力装置であり、四人の委員の専門領域は、それぞれ法制・運輸・無線・航空電子及び構造・飛行特性・人間工学的システム工学である。また、設置法第五条第四項の規定に基づき、委員長の職務を代理する者として榎本善臣委員が指名されている。

(2) 委員長及び委員の任期は、昭和五十八年二月二十一日までである。その再任については、両議院の同意を得ることとされている事でもあり、諸般の事情を勘案して判断されるべきものと考ええる。

六について

(1) 航空事故調査は、通常の場合は、委員会及び事務局により処理されるが、特に重大な航空事故等特に高度の専門的な知識又は技術を要するものについては、委員等を補佐させるため、調査する専門事項ごとに専門委員を置く

くことができることとしたものである。

(2) 御指摘のとおりである。

(3) 本件事故を除き、専門委員が任命されたことはない。

(4) 本件事故の場合、次の四名が専門委員として任命されている。

専門委員	現 職	専 門 事 項
齊 藤 取 三	東大教授	操縦室内音声記録装置(CVR)の音声分析等
別 府 護 郎	科学技術庁航空宇宙技術研究所飛行実験部長	ダグラス式DC-8-61型機の飛行特性
塩 入 淳 平	東大教授	機体の損傷状況等
竹 内 和 之	科学技術庁航空宇宙技術研究所機体第一部長	機体の損傷状況等

七について

(1) 航空事故調査官の専門領域は、航空機操縦関係(五名)、航空機検査関係(五名)、航空管制関係(三名)及び無線・システム関係(一名)

である。また、首席航空事故調査官は、広田

(2)及び(3) 設置法第十四条第二項の規定に基づき事務局に置かれる航空事故調査官は、国家

公務員法第五十五条第一項の規定に基づき、

運輸大臣により任命されるものである。

(4) 各種研修の活用、調査用器材の整備、参考文献の収集、研究等を通じて事故調査能力の向上を図っている。

(5) 昭和五十年度に航空事故調査官二名を約三週間派遣した。その後は、NTSB側の事情もあり、NTSBへの派遣は行われていない。

なお、航空事故調査官の海外研修としては、昭和五十五年分から米国南カリフォルニア大学の航空事故調査コースを受講させている。

八について

(1) 御質問の件については、次のとおりである。

十について

十一について

十二について

本件事故調査については、昭和五十七年二月に十四名の航空事故調査官及びその他四名の職員が、調査官に指名された。主管調査官は、首席航空事故調査官である。

現在のところ、委員会が特に定めたものはない。

十三について

なお、委員会は、設置法第十五条第一項の趣旨にのっとり、国際民間航空機関（ICAO）の作成した「航空機事故技術調査マニュアル」に従って事実調査を行っているところである。

十四について

十五について

十六について

十七について

十八について

十九について

年 度	組 織 定 員 (事務局)		予 算 (千円)
	航空事故 調査官	事務職	
四十九	十	九	一五、三六九
五十	十一	九	三六、〇四三
五十一	十二	九	三七、三三八
五十二	十三	九	三九、〇五八
五十三	十四	九	四一、〇二五
五十四	十四	九	三九、六六九
五十五	十四	九	三七、五五五
五十六	十四	九	三七、六三三
五十七	十四	九	三七、六七七

(2) 御質問のような事実はない。

(3) 現時点においては、考えていない。

(4) 衆議院附帯決議の趣旨は、尊重されてきていると考える。

九について

本件事故発生直後、運輸大臣から事故発生通報を受け、直ちに調査官を現場に派遣するとともに調査を開始した。

十について

御質問の件については、次のとおりである。

部 会 名	委 員	専 門 委 員
飛行経路調査部	幸尾治朗	別府護郎
残骸調査部	糸永吉運	堀内淳平 竹内和之

十一について

本件事故調査については、昭和五十七年二月に十四名の航空事故調査官及びその他四名の職員が、調査官に指名された。主管調査官は、首席航空事故調査官である。

現在のところ、委員会が特に定めたものはない。

十二について

なお、委員会は、設置法第十五条第一項の趣旨にのっとり、国際民間航空機関（ICAO）の作成した「航空機事故技術調査マニュアル」に従って事実調査を行っているところである。

十三について

十四について

十五について

十六について

十七について

十八について

十九について

二十について

二十一について

の派遣並びに計器着陸装置及び進入角指示灯の飛行検査について援助を求めた。

(2) 運輸大臣は、事故発生後職員を派遣し、事故物件の調査等を行わせた。

(3) 及び (4) 運輸大臣は、事故現場に職員を派遣し、事故機の状況等の把握等を行わせた。

十四について

御質問の件については、次のとおりである。

協力依頼先

協力の内容

防衛庁

気象庁

海上保安庁

(1) 事故発生推定時刻における事故現場の海上保安庁の調査官の派遣

(2) 事故現場の水深測定のため事故現場への舟艇の出動

七二三

昭和五十七年七月三十日 参議院會議録第二十四号 質問主意書及び答弁書

七十四

保護しようとするともに、委員会の判断を

より公正なものにしようとするものである。

(2) 運営規則第二十三条第二項及び第四項にお

いて、原因関係者が出頭できない場合の意見

の聴取について規定されている。ただし、原

因関係者が刑事訴訟法等の手続により身柄を

拘束されている場合は、刑事訴訟法等の定め

るところに従つてその取扱いがなされること

となる。

(3) 運営規則第二十四条第二項において、原因

関係者に対する意見の聴取は、その者に関係

がある事項を示して行うこととされており、

原因関係者に対し報告書案中その者に関係す

る部分を示して意見の聴取を行つてゐる。

十六について

(1) 聴聞会が開催されたことはない。

(2) 原因関係者も公述人になり得る。ただし、

原因関係者が刑事訴訟法等の手続により身柄

を拘束されている場合は、身柄拘束の性格に

かんがみ公述人となることはできない。

(3) 運営規則第二十六条第二項の規定により、

聴聞会において公述しようとする者は、事実

調査に関する報告書の案を、委員会が公示す

る場所において閲覧することができるところと

されている。ただし、原因関係者が刑事訴訟

法等の手続により身柄を拘束されている場合

は、身柄拘束の性格にかんがみ閲覧すること

はできない。

(4) 本件事故の場合、旅客を運送する航空運送

事業の用に供する航空機について発生した航

空事故であつて、一般的関心を有するもので

あるので、設置法第十九条第三項の規定によ

り聴聞会を開催する予定である。

十七について

(1) から (8) まで 設置法第二十四条は、不利益取

扱いの禁止という法的保護がない場合には、

航空事故調査に必要な真実の陳述等を期待す

ることができないので設けられた規定であ

る。設置法第十五条第二項各号に掲げる処分

の対象となる者がその処分に應じて、報告

物件の提出等の行為をしたことを理由とし

て、解雇その他の不利益な取扱いを受けた場

合は、設置法第二十四条により違法とされる

ものである。

(9) 現場調査により知り得た事実とは、必ずしも

すべて発表しなければならない性格のもので

はなく、個人のプライバシーの保護等の諸事

情を勘案しつつ、可能な限り公開すべきもの

と考えられる。運営規則第十八条は、この趣

旨に沿つて設けられたものである。

十八について

(1) 及び (2) 航空事故調査は、航空事故の発生原

因を究明することにより、同種の航空事故の

再発を防止することを目的とする調査であ

る。その航空事故調査を公正かつ適確に行う

ため、必要最小限度の処分権限を付し、罰則

によりその実効性を担保することとしたもの

である。

(3) 委員会からの要請に基づき、関係資料の提

出を行つてゐるところである。

(4) 委員会は、航空事故調査を迅速かつ的確に

行うために、航空事故に関係のある物件を確

実に収集分析する必要があると認めるとき

は、設置法第十五条第二項の規定に基づき、

当該関係物件の所有者等に対し当該物件の

提出を求めることができるとされてい

る。

(5) (4) 航空事故調査は、航空事故の原因究明を

することにより航空事故の防止に寄与する

ことを目的とする活動であり、他方、警察

その他の捜査機関が行う犯罪捜査は、当該

事故の原因を明らかにし、刑罰法令の適正

かつ迅速な適用実現を目的とする活動であ

り、両者はそれぞれ独立に行われる。調査

活動と捜査活動が競合する場合は、必要な

協力及び調整をするよう努めてゐるところ

である。

(四) 海難審判と刑事手続は、それぞれ独立に行われる。ただし、刑事訴追については、物的証拠に乏しいという海難の特殊性によりその原因究明には高度な専門的・技術的判断を必要とすること、海難審判において海技従事者等の職務上の故意又は過失の認定がなされること等にかんがみ、刑事証拠の十分な場合等を除き、原則として海難審判先行という運用方針がとられている。

民事事件においても、海難審判と民事手続は、それぞれ独立に行われる。

(五) 米国において、制度的に航空事故調査が、刑事・民事手続に先行していることはない。

(六) 航空機が行方不明となつた場合等極めて異例な航空事故を除き、特に御質問のようなことはない。

(七) 委員会による再調査を不可能とする法律上

の根拠はない。

十九について

(1) 航空事故調査報告書においては、個人のプライバシーの保護等の諸事情を勘案しつつ、可能な限り事実を公表するよう努めてきているところである。

(2) 自衛隊の使用する航空機(以下「自衛隊機」という。)に係る航空事故(自衛隊機が自衛隊

以外の者が使用する航空機と衝突し、又は接触したことにより発生したものを除く。)については、民間航空とは特段のかかわりがない

ほか、自衛隊機の運行方法、構造等に係る特殊性から、その取扱いは一般の航空事故と

は異なる特別の配慮を要することから、防衛

庁において調査しているものである。また、

防衛庁の作成に係る航空事故調査報告書は、

航空事故の実態を明らかにし、航空事故の防止に資することを目的として、自衛隊機の運

航方法、構造等に係る特殊性を考慮に入れ検

討し、これを踏まえて作成する部内用のもの

であるので、一般的にこれを公表することは適当でないと考えている。

事故分科委員会が日米合同委員会から付託される米軍機事故について検討及び勧告を行

う場合、政府としては、事故の態様等から判

断し、必要と認めるときは、技術専門家の意

見を徴し得るよう措置することを排除するも

のではない。また、航空機事故共同調査委員

会及び事故分科委員会に関する合意文書につ

いては、その要旨が既に公表されており、事

故分科委員会の検討結果等については適宜そ

の要旨が公表されてきている。

二十について

一つの御意見として、業務遂行の上で参考とさせていただいている。

教科書検定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十七年七月十三日

喜屋武眞榮

参議院議長 徳永 正利殿

教科書検定に関する質問主意書

教科書の検定制度やその運用については、従来からいろいろとその問題点が指摘されてきたが、

七月一日に一九八三年度以降に使用される新しい

教科書の展示会が開始されたのを機に、再び「検

定」のあり方が問題になつている。特にある出版

社の高校・社会科Ⅱ日本史の中で、沖縄戦に関し

て「日本軍による住民殺害」の記述が全面削除され

ていることが明らかになり、関係各方面に大きな

衝撃を与えている。報じられた検定経過による

と、最初の記述は「一九四五年四月に米軍は沖縄

本島に上陸した。六月まで続いた戦闘で、戦闘員約十万人・民間人約二十万人が死んだ。鉄血勤皇隊・ひめゆり部隊などに編成された少年少女も犠牲になった。また戦闘のじやまになるとの理由で、約八百人の沖縄県民が、日本軍の手で殺害された。」となっていた。これに対し、検定者側は「十万人とか二十万人、八百人などの数字は根拠が不確実」という理由で書き直し命令。執筆側は書き直しによつて「六月まで続いた戦闘に巻き込まれ、約九万四千人の一般住民が死んだ。また混乱を極めた戦場では、友軍による犠牲者も少なくなかった。」と修正したが認められず、三回目「沖縄県史には友軍によつて殺害された県民の体験がある。」という記述にした。しかしこれに対しても検定者側は「県史は体験を集めたもので、研究書ではない。」との理由で拒否。結局、最終的に認められた記述は「六月まで続いた戦闘で軍人・軍属約九万四千人(うち沖縄出身二万八千人)、戦闘協力住民(鉄血勤皇隊・ひめゆり部隊などに

編成された少年少女を含む。)約五万五千人が死亡したほか、戦闘に巻き込まれた一般住民約三万九千人が犠牲となった。県民の死亡総数は県人口の約二〇％に達する。」との文章になったという。関係者は「何とか住民殺害という沖縄戦の重大事実を入れたい。」と手をかえ品をかえてかけ合ったがダメだった。これ以上争うと、教科書全体が不合格になる恐れもあったので、引き下がったという。これに対し、藤村和男(文部省教科書検定課長)は「昭和五十年の中学社会で沖縄県史がパスしたのは、資料として使われているからだ。今回のように執筆者の主観が入り『約八百人の沖縄県民が、日本軍の手で殺害された。』との記述は県史にも出ていないし、歴史の教科書としては客観的なものではない。県史そのものを否定しているわけではなく、沖縄県民が痛ましい、悲惨な戦争体験を経て、いまでもその体験が生き続けていることは、消し去ることのできない事実だと思っている。ただ歴史の教科書は可能な限り客観的で、正確な記

述を求めている。」と述べている。

以上がこれまで報じられた「日本軍による住民殺害」記述全面削除に関する概要である。

そこで私は以下の点に関し、政府の見解を承りたい。

一 右の検定経過の概要は大筋において、事実に関しているかどうか。もし即してなければ、この件に関する事実関係を承りたい。

二 右の検定経過によると、「沖縄県史が研究書ではない。」等々、戦死者の数について、その根拠が問題にされているが国内唯一の地上戦の戦場となり、今なお野ざらしの遺骨が発見される沖縄戦の戦死者数を政府は如何なる手段・方法をもつて、また如何なる根拠に基づいて確定してきたか、また今後確認しようとしているか。

三 同経過をみると、この検定の真の意図は「日本軍による住民殺害」の削除にあつたと思われる。「執筆者の主観」といわれる、この日本軍による住民殺害について政府における事実関係の

把握状況と今後の方策について見解を承りたい。

四 沖縄戦の記述に関するこのような検定のあり方は、朝鮮半島や、中国大陸に関する記述で、「侵略」を「進出」に、「出兵」を「派遣」に、「収奪」を「譲渡」に、「抵抗運動」を「暴動」に、「専制」を「統治」に書き換えるように指示されているのと無関係ではないであろう。この件に関しては、「東亜日報」や「朝鮮日報」等でも「日本の教育当局がどのような内容の教科書を、どう教える」とも、われわれが関与する問題ではないことはよくわかつている。しかし、……と留保しながらも、日本の動向に厳しく注目しているという。このような近隣諸国の不安と危惧に対し、政府はどのような対処策を講ずるのか見解を承りたい。

右質問する。

昭和五十七年七月二十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出教科書検定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出教科書検定に

関する質問に対する答弁書

一について

教科書の検定においては、一般的に言えば、その記述が、客観的かつ公正なものとなり、かつ、適切な教育的配慮が施されたものとなるよう求めている。特に、歴史教育においては、歴史的事象を多角的に考察し公正に判断しようとする態度と能力を育てることが重要であることにかんがみ、客観的かつ公正な資料に基づいた記述を行うよう求めているところである。

なお、個々の教科書に関する検定の経過を公表することは、差し控えることとしている。

二及び三について

教科書の検定に当たっては、一についてにおいて述べた方針に従い、広く受け入れられた学問研究の成果に基づいており、教科書に掲載さ

れる数値についても、信頼性のある統計などの資料に基づいたものとするよう求めているところであるので、御質問の事実関係についても、今後の学問研究の進展に応じて対処していくこととなると考えている。

四について

教科書の検定においては、その記述が、客観的かつ公正なものとなり、かつ、適切な教育的配慮が施されたものとなるよう求めているところであり、このことによつて我が国と他国との友好関係が損なわれることはないと考えている。

昭和五十七年七月三十日 参議院會議録第二十四号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五五二二(六ケ)
〒 105

一定価
一〇円部